

◎議 事 日 程（第4号）

平成25年3月11日（月曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問（続）

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（23名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷺野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	大宮 吉満 君
20番	八木 一 君	21番	山岡 幹雄 君
22番	前田 芙美子 君	23番	近藤 健一 君
24番	中村 文子 君		

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
会計管理者兼 会 計 室 長	水谷 洋治 君	総 務 部 長	石原 光 君
企 画 部 長	山田 喜久男 君	経 済 建 設 部 長	加藤 清和 君
教 育 部 長	水谷 勇 君	市 民 生 活 部 長	五島 直和 君
上 下 水 道 部 長	加賀 裕 君	消 防 長	横井 勤 君
福 祉 部 長	加賀 和彦 君	総 務 部 次 長 兼 安 全 対 策 課 長	小澤 直樹 君
保 險 年 金 課 長	石黒 貞明 君	総 務 課 長	猪飼 明 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 服部 秀三  
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦

---

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

通告順位6番の1番・大野則男議員の質問を許します。

○1番（大野則男君）

改めて、おはようございます。

それでは、一般質問に入る前に、本日11日は、東日本大震災から丸っと2年となります。被災された方々の御冥福をお祈りするとともに、早い復興を願うばかりでございます。我々含めて、被災していない人たちがずうっと応援を続けていくという思いでいっぱいでございます。

それでは、ただいまから一般質問に入らせていただきます。

私は3年ですが、自分なりに精いっぱい皆さんのお話を聞き、一般質問させていただきました。その3年を振り返って、3年間の一般質問に対する経過並びに進捗状況と分析をしていきたいと思っております。

まず、平成22年に対する一般質問でございますが、9月定例会では、ふるさと納税についてやらせていただいて、その後についてお尋ねをいたしたいと思っております。

12月定例会では、防災行政と税に関する西尾張地方税滞納整理機構から習得したことをお聞かせしていただきたいなど、そんなふうに思っております。

平成23年に対する一般質問でございますが、3月定例会では、外部監査制度を導入したらどうなんだろうというお話もさせていただきました。そのほか、各種団体への補助金をきちっと精査して進めるべきではないかというお話もさせていただきました。その後の経過についてお尋ねをいたします。

6月定例会では、地方防災の現状と啓発をどのようにしていられるのか、そこら辺を、今現状どういう形で啓発及び市としてどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

12月定例会では、斎場の変更手続が適正かと、数字を含めて変更がなされたことについて問いをさせていただきました。その後、どんな手続が書類上としてきちっとされているのか、そんなところも含めてお尋ねをしたいと思います。

それと、永和出張所取り扱いコミュニティーに対する温度差はないか、そこら辺のところは

今どうなっているのか、お尋ねをしたいと思っております。

平成24年3月定例会に対する一般質問ですが、都市計画と改革大綱の整合性ということで、今どんな状況で推移をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

6月定例会では、愛西市の農業、愛西市は2町2村が合併をいたしまして、4地区の農業の温度差はかなりあるかと思えます。そこら辺を市としてどう捉えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

9月定例会では、都市計画の重要性、我々の愛西市は自主財源も弱うございます。都市計画をきちっと組んで自主財源を強くする重要性を再度お聞かせ願いたいと思います。

12月定例会では、総合計画が計画どおり適正に行われているのか、10年後の財政見通しという形で質問させていただいて、そこら辺も再度今の現状を聞かせていただきたいと思っております。

それと、大項目として、合併後の8年間の実績と問題点ということで、我々2町2村が合併して、いいことも悪いことも全て引き継いで合併をしたと思えますが、そこら辺のところを、市としていいことばかりを市民の皆さんに伝えるでもなく、こんな問題もあったんだということも含めてお尋ねをできればなど、そんなふうに思います。

以上で、壇上での質問を終わりとさせていただきます、自席にて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、数多く御質問いただきました。そして、各定例会ごとに御質問されておりますけれども、まず私どもの総務課関係の所管項目から順次お答えをさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。それと、若干質問の関連で前後いたしますので、それだけは御了承いただきたいと思えます。

まず1点目の平成22年度の一般質問、12月定例会で御質問いただきました防災行政の関係でございます。この防災行政の関係につきましては、当時東南海地震を念頭に置いた、いわゆる高齢者に対しての家具等の転落防止対策、あるいは要援護者に対する見守りネットワーク、また緊急情報伝達システムについての取り組みとか状況、事業展開へ御提言があったというふうに記憶をしております。

まず、家具の転落防止対策につきましては、現在、民生部門で制度化をしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、要援護者に対する見守りネットワークの関係につきましては、いわゆる高齢者、要介護者、各種障害をお持ちの方など、これは要援護者の登録名簿の整備を行いました。また、これと並行いたしまして、要援護者が災害時に避難することができる福祉避難所でございますけれども、これを指定いたしました。内訳といたしましては、民間18施設、それから公共13施設ということで、新たに福祉避難所を指定しておるという状況でございます。

それから、3点目の緊急情報伝達システムの関係につきましては、以前から申し上げておりますように、防災メールを初めといたしまして、先般、今議会で工事請負契約の議決をいただ

きました同報系の防災行政無線が本年整備と。それから、これも再三お答えをしてくれております本年4月から放送開始されますコミュニティーFM、こういったものが開始をされます。そして、そういった状況の中で、また一方では、災害時の情報メール、これはエリアメールといいますが、これもこの4月から開始されます。幾つかの情報手段を兼ね合わせて整備を図ってきておりますので、その点御承知おきいただきたいと思います。

それから、23年6月議会の関係で防災関係の御質問をいただきましたので、そちらのほうを先にお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

このときには、議員のほうから、地域に合った細かな防災マップの必要性はどうなんだと。そして、公共施設全般での防災対応、あるいは防災に関する意識の啓発、また東日本大震災を教訓とした被災地想定の見直しについて、その辺の考えはどうなんだという御質問をいただきました経緯がございます。

そして、1点目の地域に合った細かな防災マップの作成についてのご関係でございますが、これは県等の指導もいただきまして、県の補助事業であります「みずから守るプログラム」を御紹介させていただきまして、大野議員の地元であります大野町で実施をしていただいております。これは一つのモデル的な地区という形で非常に関心が高いというふうに捉えておりますし、このような取り組みは、当然私ども行政としても望むところでありまして。そういった地区においても、今後防災意識の啓発を図っていただくためには当然必要な一つの取り組みではないかなというふうに考えておりますので、今後もこの制度をPRしていきたいなという考え方でおります。

それから、防災意識の啓発の関係でございますけれども、これは震災以降、各種メディアで取り上げられております。防災意識の啓発というのは、ある程度市民もそうでありましてけれども、浸透してきているのではないかなというふうに思いますけれども、これは防災意識が自分自身の実際の取り組みでどの程度反映されているか。ただ、そういった格差はやっぱりそれはそれであると思います。ただ、先ほど申し上げました「みずプロ」のプログラムでありませぬけれども、大野町さんの例じゃありませんけれども、やはりそういった町内独自で取り組んでいただける啓発事業も今後必要ではないかなというふうに考えております。

それから、最後の被害想定の見直しの関係でありますけれども、これは先週の防災計画の見直しでも御質問いただいておりますけれども、やはりこの見直しは愛知県の防災計画に沿った形で、私ども地域防災計画も修正をしていくという形になります。そして、先週にもお答えしておりますように、大体6月ごろ自治体単位での被害想定がされると。それを踏まえた中で、私どもの地域防災計画を見直していくというようなスケジュールになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

それから、前後します。西尾張地方税滞納整理機構から習得したことは何かあるのかということでございます。25年度で3年目に入るわけでありましてけれども、これはせんだつても申し上げておりますように、県と、それから市町村職員と共同して滞納整理実務を積み重ねることによりまして、滞納者の方に対する心構えを養い、また県と西尾張地区の担当職員相互の協力

体制も構築をされますし、それから、当然市職員にしてみれば滞納整理に関する知識の習得にもつながりますし、徴収技術の向上にもつながります。そういった中で、1年ずつ派遣をしておるわけでございますけれども、1年派遣した後は、収納課の職員として、ほかの職員にもそういったノウハウ的なものを伝えることもできますので、そういった状況の中で市の収納率向上が図られておるといような現時点では捉え方をしております。

それから、外部監査の関係でございますけれども、これは23年3月の一般質問で、外部監査の導入について市も検討したらどうだというお話がございました。それで、包括外部監査制度でございますけれども、これはちょっと調べてみましたところ、やはり都道府県とか指定都市、中核都市には義務づけがされているんですね。私どもの市にあっては条例で定めることとなりますけれども、一旦こういった条例化をしますと、これは必須要件となります。そして、外部監査制度を導入するに当たっては、公認会計士さんとか税理士さんとか、そういった専門の方をお願いするということになりますし、そういった状況になりますと、相当費用的なものも1,000万円以上費用がかかってくるということを聞いております。現状、私どもの監査の状況をお話しさせていただきますと、現在、お2人の監査委員さんによりまして、財務事務の執行等、あるいは行政運営が公正で合理的、あるいは効果的に行われているかどうかという視点に立って鋭意監査を実施していただいておりますので、この外部監査制度につきましては、現在、制度の導入については市としては現時点では考えておりません。

それから補助金の関係でありますけれども、まず監査事務局の観点から、補助団体に対する補助金の監査で、議員のほうから補助金の精査はというお話もあるわけでございますけれども、当然監査委員会としても、財政援助団体に対する監査ということで実施をしております。当然その団体につきましては、愛西市の補助金交付規則やそれぞれの各種団体への補助金交付要綱の規定に基づきまして、補助金が適正に執行されているかどうか、そういった目線で監査委員事務局として監査をしているのが現状でございます。

それから最後に、23年12月定例会で出張所の取り扱いについて御質問をいただいております。これは、最前から申し上げてきておりますように、出張所の取り扱いにつきましては、庁舎検討委員会での答申を踏まえました。そういった整備の中で、市といたしましては、出張所整備検討報告書も皆さん方にお示しをしておるわけですが、立田、八開、佐織の3カ所に出張所を整備すると。そして、市江及び永和出張所は事務を廃止すると。建物そのものを廃止するわけではありません。そういった事務を廃止するという方向性を出させていただいております。これは、現時点でも変わりはありませんが、ただ一方で、多くの皆さん方から、永和出張所存続の署名をいただいているということも十分承知をしておりますので、最前、代替案といえますか、そういったお話も申し上げた経緯がございますけれども、一つの例として、巡回バスをよりサービスの充実をさせて、そういったサービス展開を図っていくということも考えられますけれども、いずれにしても、この問題につきましては支所の整備的なものも進めておりますので、その中で代替案的なものもきちっと方向づけをしていかないかなというふうに現時点では考えております。以上です。

## ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから、企画部に関する御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、22年9月定例会でふるさと納税について、現状とか感想とか今後の取り組みという内容で御質問をいただいております。ふるさと納税につきましては、愛西市としましては、寄附金という形での整備をさせていただいております。それで、市内から市外へ寄附される方もお見えになれば、市外から私どものほうへ寄附をしていただける方もお見えになるわけでございますけれども、いずれにしましても、愛西市への寄附ということにつきましては、愛西市のためという寄附者の方々の善意そのものでありますので、金額の多少にかかわらず、これは感謝申し上げるものでございます。

それで、市外から市内へ私どものほうへ寄附をしていただけた個人の方につきましては、23年度で3名、それから24年度で1名の4名の方がお見えになります。金額につきましては、3,115万円という金額になります。お1人の方につきましては3,000万という多額の御寄附をいただいたところでございます。ただ、この方々が住所地のどういった減税申請をされたか、そこまでは私どもでちょっとつかめませんので、お許しをいただきたいと思っております。

それから、23年3月定例会の各種団体への補助金の関係ですけれども、先ほど総務部長が答弁したと重複いたしますけれども、市全体の補助金のあり方という考えに基づいて御答弁させていただきます。

これにつきましては、先日の山岡議員の御質問にお答えをさせていただきましたけれども、市としましては、まず3点整理をさせていただきました。1つとしましては、原則事業費補助であること。そして、各種団体等への人件費補助につきましては、市の職員に準ずること。そして、3点目としまして、実績報告書等により補助金額を精算するという3点での、市としては整理をさせていただいております。

それで、このときの議員の御質問の内容につきましては、主に商工会、土地改良等の人件費に対する御質問だったと記憶しております。そういった中で、担当はもちろんのことでありますけれども、先ほど総務部長が申しあげました監査委員さんの監査ということも踏まえまして、適正に運用していくべきだというのは当然のことです。

それから、23年12月議会で、コミュニティーに対する御質問がございました。このことに関しましては、コミュニティー推進協議会、それぞれの地区で立ち上げを、それぞれの地域で特色を持って自主運営をされて現在に至っているところでございます。これにつきましては、当然私ども市としまして、相談窓口、それから支援窓口につきましては、企画課を中心としまして、各総合支所や各出張所が現在も務めているところでございます。そして、各地区それぞれ活動内容が違いますので、それぞれの協議会のほうへ御紹介も申し上げ、そして、現在、会計処理等についても指導を行っているという状況でございます。今後も引き続き支援体制のほうを充実していきたいというふうに考えております。

そして、昨年12月定例会の関係では、総合計画について御質問をいただいております。この総合計画につきましては、そのときもお答えをさせていただきましたけれども、基本構想、

そして基本計画、実施計画、こういった計画で成り立っているわけでございますけれども、明確な目標としまして、生活課題が設定をされております。そういった中で、各部局で実施しております事業につきましては、毎年度ロジックモデルを活用しまして、まちづくり指標の推移のもとに、この生活課題に対して有効であるかどうか、こういったものを評価し実施をしているというふうに考えております。

そして、同時に10年後の財政見通しということで御質問をいただいております。当然このときもお答えをさせていただきましたけれども、臨時財政対策債、そして合併特例債の延長の問題、そして今後の地方交付税のあり方、こういったもの全てがいろんな見通しの中で影響はするものの、当然国の動向ですとか、そういった関係を踏まえつつ、常に10年度のそういった見通しを立てていくのが重要であるというふうに考えております。そして、先ほど申し上げました合併特例債の関係につきましては、5年間の延長が認められておりますけれども、それを5年間延長するのかもしれないのかというのは、各自治体の裁量になってきます。それで、5年間延長するということであれば、議員も言っておみえになりました新市建設計画の見直しが必要になってくるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、総合斎苑の工事の関係で1点、当時御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

総合斎苑の工事の変更に係る手続でございますが、そのときお答えの中でも、設計監理業務の中において工事全体での増減額で判断させていただき、増減表の明細など適正に処理、手続などを踏んで施行させていただいたというふうに理解しておりますが、今後とも整合性がとれるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

私のほうからは、24年3月議会の都市計画と改革大綱の整合性ということのお尋ねでございますので、3月の定例会に対しての関係でございますが、都市計画の考え方、将来にどのような形で都市計画を進めていくかということにつきましては、愛西市が作成しました第1次総合計画、愛知県の都市計画マスタープランに基づき、将来の愛西市のあるべき姿を具体的に把握した中で、魅力的なまちづくりを進めるために、土地利用や道路等の都市施設などをどのように配置していくかということを将来構想という形で取りまとめさせていただいております。

また、勝幡駅周辺整備事業についてのお尋ねもございました。駅北側の広場は、誰もが安心・安全に移動できる空間づくりとして都市計画道路、駅前周辺の歩道やロータリーを施工しております。ただ、駅舎の改修予定があることから、シェルターは来年度に施工する予定となっております。勝幡小学校の児童たちの安全な通学路の確保として、地下道を延伸施工いたしております。地域の歴史に触れ合う空間として、織田信長のモニュメントや勝幡城の模型も設置する予定となっております。そして、公衆便所とあずまやも完成する予定となっております。また、駅の西側の排水が悪い場所の排水対策につきましては、改修を完了しております。

2番目の6月定例会の愛西市の農業はという御質問でございますが、愛西市の農業につつま



しては、水稻を中心にレンコン、イチゴ、トマト、花卉、畜産など多岐にわたっております。しかし、全国的に農業を取り巻く状況は高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の課題があります。愛西市では、昨年度、実行組合長に依頼をして、各農家にアンケート調査を行い、その結果をもとに7月に愛西市人・農地プランを作成いたしました。その中で、認定農業者を中心とする経営体に位置づけ、農地の集積と耕作放棄地の予防を目標に掲げております。プランでは、地区を旧町村ごとの4地区に設定し、それぞれに中心となる経営体を指定し、水稻主体農家の経営規模拡大、農作業効率化を目指します。高齢で農業をリタイアするなど、農業の貸し手については農地登録をしていただき、所有する農地を中心とする経営体に耕作をしていただくよう手続をしていただいております。既に13人が登録し、それぞれの地区の中心となる経営体と契約ができるように調整をしております。また、レンコン産地を衰退させないようにと、今レンコン道場を開設しております。現在2名の方がレンコン農家で技術習得に取り組んでおります。いずれにしましても、愛西市の農業、農地を守るべき、今後も関係機関と協力して取り組んでいきたいというふうに考えております。

24年9月定例会につきましては、勝幡駅周辺整備事業については先ほど御説明させていただいた内容となっております。

次に、弥富インターの物流産業の誘致計画の御質問につきましては、県職員市町村サポーター制度の件については、計4回のサポーター会議を開催いたしました。そして、県職員のメンバーの方々については、企業誘致や法規制等に関して御指導や御助言をいただき、また本市の職員については、産業用地の開発の手法や取り組みの方向性等を勉強していただきました。今後につきましては、報告書にありますよう取り組みを実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしましても、都市計画の重要性は将来の愛西市のあるべき姿を魅力的なまちづくりを進めるために大変重要なことというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

私のほうから、合併後の8年間の実績と問題点についてお答えをさせていただきます。

まず、合併するに当たりましては、新市建設計画を策定して合併をしてまいりました。市民の皆様方には、互譲の精神、譲り合いの精神で御理解やら御協力をいただきまして、また議会の皆様の御支援があったからこそ、これまでの事業がなし遂げられたものと感謝を申し上げているところでございます。

それから、主な足跡を御紹介させていただきたいと存じます。

1つ目には、合併当初には、合併協議で表に出てこなかった問題の是正がございました。それは固定資産税の関係でございますが、土地の課税誤りだとか建物の評価漏れ、そういったものが発見をされまして、再調査に苦労しながら適正な賦課に努めてきたところでございます。

また、水道の浄水場の関係では、整備費の大規模老朽更新が漏れておりまして、こういった関係につきましても3年計画で整備を実施してまいりました。

一方、いいことでは、全小学校区に児童館、子育て支援センターを整備するというところで、

今までなかった4地区へそういったものを新設して、その事業が完了もしてまいりました。

2つ目には、地区間の調整といいますか、公平化の関係でございます。この関係につきましては、巡回バスが走っておらなかった立田、八開の両地区へ試行運転として開始して、現在に至ってきているところがございます。また、これは職員の関係でございますけれども、全職員の給与調整ということで、それぞれ出身町村によって給与の差異がございました。そういったものを調整して、職員間での公平性、そういったものもなし遂げられたと考えております。

次に3つ目といたしましては、市の一体性だとか、事務事業の集約化について御紹介をしたいと存じます。まず1つは、この関係につきましては、まず賛否両論ございましたけれども、見直しをしてきたことにつきまして、今それが定着化してきているのではなかろうかと感じているところがございます。例えば成人式だとか敬老会、また文化祭なども4地区で開催しておりましたものを2会場方式にしてまいりまして、これも今現実としては定着をしてきていると思っております。

次に、消防団の分団統合がありました。こちらは、41分団を17分団に再編をしております。また、選挙の投票所の関係では、24カ所あったものを17カ所に集約をいたしてきてまいっております。また、総代駐在員制度の一本化ということで、146人お見えになった総代さん方を67人に集約し、これもまた定着をしているのではなかろうかと感じているところがございます。

なお、最近の4年間につきましては、私が申し上げるまでもなく、大野議員が御承知のとおりでございます。

なお、4つ目といたしまして、今後の課題だとか問題点、そういった問題につきましては、まず1つ目に、合併当初は「負担は軽く、サービスは高く」というスローガンのもとに進めてまいりましたけれども、やはり本市の財政収支状況では、こういったことは持続、継続はとても難しいことだと、そんなことも今実感をしているところがございます。

2つ目に、合併後10年後からの地方交付税の減額を踏まえた財政計画の構築でございます。あわせて行財政改革のさらなる推進も迫られているところございまして、この関係などにつきましては、先ほど企画部長が御説明したとおりでもございます。

また3点目といたしましては、公共施設の総量見直し、全体の施設数の見直しだとか、これらの長寿命化計画づくり、こういったものも急がれていると感じております。

また4つ目には、長期的な継続事業でございます公共下水道事業の推進を進めていくための施行計画の検討、そういったものも必要だと感じているところがございます。

5つ目には、地区指定などの企業誘致への本格取り組み、こういったものにつきましても、喫緊の問題だと感じておるところでございます。

以上、いろいろそういったことをまとめてみますと、市になって間もないころは、職員の関係一つとりましても4町村の混成組織でございましたし、管理職の役職保障などもございましたことから、同じ世代間でも立場が違うという、そういった違和感も残ってございました。また、分庁方式というコミュニケーションのとりづらい職場環境の中で、市になったという意気込みを持って全職員が市政運営に全力で当たってこれたことには、職員らの苦労をねぎらってやり

たいと感じております。

また、合併するに当たりましては、バラ色の合併ではないとよく言われておりました。そういった状況ではございましたけれども、幸いにいたしまして、合併特例でございます地方交付税の優遇策、また有利な財源であります合併特例債だとか、臨時財政対策債などを必要最小限に活用してまいりました。それにも増して、災害らしい災害がこの8年間なかったことから、短期期間の間にこれまでの施設整備がここまでなし遂げられたものだと、そのように感じております。そこで、単に借金がふえたというふうに数字の比較だけをしていただいておりますところもございませけれども、その償還に伴う財政負担の有利さが大きいということにも御賢察をいただきたいと思っておりますのでございます。

なお、市民の皆さんから見れば、スピード感だとか、満足できないような分野があったかもしれませけれども、相当にこの8年間で基盤づくりができたと思っておりますので、これからは、その基盤の上に立って、さらに住民サービスに努めていかねばならないと、そのように分析しているところでございます。以上でございます。

#### ○1番（大野則男君）

いろいろと御答弁いただきまして、ありがとうございます。時間も時間で、資料もたくさん持ってきたんですが、20分そこそこのんで、再度質問を少しづつさせていただいて、申しわけございませんがやっていきたいなと思っておりますのでございます。

まず、総務関係のところ、自主防災組織、見守りネットワークというところが僕はお話もさせていただきました。そんなところで、そこら辺が今どんな状況になっているのかということと、それから家具転倒を防止、これはいろんな議員さんがぜひとも愛西市でも導入してくれというお話をされてやられるようになったのか、どういうタイミングでこの事業体系を導入されたのか。これは県の補助金で事業体系になったと思いますが、そこら辺が、いつ、どの状況の中でやられたのか教えていただければなど、そんなふうに思います。

それと、先ほどお話があった我々の地域、執行側の市の御提案をいただいて、地域防災マップ、これは我々大野町、善太町にもお話をさせていただいたんですが、ちょっとかなうことができなくて、大野町単独で子ども会、婦人会含めて、自分たちのまちがどういう状況になっているのか、きちっと自分たちで把握をして、防災経路を含めて自分たちの防災マップをつくってみようという形で、これはあくまでも我々が自主的にやっているわけでもなく、最初に市側の御提案を頂戴して我々は進められたということなんで、ぜひともこういうことをより多くの地域に啓発をしていただきたいなど。特に南部地域については、我々伊勢湾台風のときに一回、私も昭和34年生まれです。生まれたばかりのとき、うちのおふくろたちが農家なんで、納屋というところに逃げた経緯もございませ。冠水というところに非常に危機感を持っております。そんなところで、北部を含めて標高の高いところにお住まいの方々におかれては、そういう意識は少し温度差があると思いますが、愛西市でも南部地域についてはそういう思いがあろうかと思ひますんで、啓発と言われませけれども、そういうのをどういう形で啓発を進められるのか、そこら辺のところをお尋ねいたします。

### ○総務部次長兼安全対策課長（小澤直樹君）

私のほうから、自主防の件と、地域防災マップについてお答えをさせていただきたいと思います。

自主防災組織につきましては、市長の公約でもございました市内全域でこういった組織を立ち上げるといった目標につきましては、本年、全町内会の中で自主防災組織というものが立ち上がりました。厳密にいきますと、1地区が近々のうちに立ち上げの申請が出されると、それを待っておるわけなんです、これをもちまして、全ての町内でもってきっちりした自主防災組織が立ち上がるという状況でございます。

それから、地域防災マップにつきましては、これについては県の補助事業でございまして、地区で災害に応じた防災マップをつくれ、これをもとにして実際に避難訓練等をやったと、こういった内容でございまして、ことしにつきましては、地図づくりをしていただいて、来年度については、そのつくった地図をもとに実際の避難訓練をされるということで聞いております。こちらの防災マップにつきましては、私どものほうが自主防災会のほうに、これは丸抱えでもって県のほうがお金を出してくれますので、非常に有利にやれるわけなんです、あとは実行するだけといった形になっておりますので、お勧めをいたしております。ただ、なかなか大きな範囲の中でまとまってこういったことをやろうというところまで行っていないというのが現実でございます。お話をさせていただいたときには非常にいいことだから、こういうのは進めるといいねという感触はいただくんですが、実際にやろうというところまでなかなか進んでいけないというようなことで、私どものほうももう1つPRが足らんのかなということは思っております。

ただ、大野町さんのほうで、私どもも非常に関心をいたしましたのは、地元の方々が地元の建物に実際に出向いていかれて、直接避難場所に使わせてほしいという交渉をされておみえです。実は私、名古屋工業高校へも避難場所として指定をさせていただけんかというお問い合わせをさせていただいて、大分お話をさせていただいたんですが、最終的にはお断りをされましたが、地元の方が頼みに行かれたときには、すんなりと使ってくださいという返事をいただけたということで、非常に驚いておるところでございます。

そういった中で、みずから守るプロジェクトのマップについては、町内会単位ということだけではなくて、学区単位でも結構ですし、もっと小さな単位でもいいということで聞いておりますので、進めていきたいなということで思っております。

私のほうからは以上でございます。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

家具の転倒防止についてのお尋ねでございますが、家具の転倒防止は23年度から始めさせていただいたわけでございますが、現在はシルバー人材センターと協力をいたしまして、御希望された御家庭に伺いまして、シルバーの会員さんのほうで取りつけていただくと、そういった形で実施をしておるわけでございますが、この方式につきましては、いろいろ各市町村取り組んでおりまして、例えば取り付け金具の領収書等を持って申請していただいて、その上限を決

めて補助する方式ですとか、それから金具を直接支給するといったところもございまして、そういったところをいろいろ検討させていただいた中で、今の方式を実施していこうということで、23年度の予算編成に当たって取り組ませていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

#### ○1番（大野則男君）

済みません、総務関係でもう1つだけ、申しわけございませんが、永和出張所、これは私も質問させていただきました。今現在も、先ほど来話があった5,100名余りの署名活動もさせていただきました。これは4町内の総代さんが先頭に立って署名活動をされたんですが、行政改革のもとに基本的にはこういうサービスを廃止するのを含めて、庁舎統合を含めて、いろんな観点の中で永和出張所が廃止をされるということは自分なりに理解をしておりますが、基本的には永和学区の方々が、特に善太町というところがあるんですが、そこからの距離を含めて総合的に考えたら永和出張所を存続してほしいと。永和台を含めて大井町の方々、大野町、鯛江含めて、存続をしてほしいという声が非常に高いという観点の中で、基本的に何とかならんדרוかというお話もさせてはいただいておりますが、そのときに、廃止をするなら廃止をするということで代替案を早急に御提示をしていただく形で、住民の人たちに我々は説明責任がありますもんですから、そういう形ができればなという思いで基本的には質問させていただきました。なので、行政として、行政改革の名のもとに基本的にそういう出張所、もしくは、聞くところによると、ほかの支所も全部廃止されそうなんだというような行政改革のもとにサービスを全部やめてしまうような行為があるやに聞こえております。こんなことはぜひともないようにしていただきたいなというふうに思うのと同時に、永和出張所の存続を含めて、代替案について、確かに今すぐ庁舎ができたからすぐ廃止という形になるわけではございませんので、時間もまだあるかと思えますので、基本的にはその方向性だけを、今部長のほうからもお話ありました。あくまでも一つの例ということではありますが、この巡回バスというのも、本当に費用面を含めて、巡回バスが立田地区、八開地区、佐織地区を含めて、本当に利用されている現状かということも含めながら、総合的に勇気ある判断の中で、特定な場所というのは申しわけないんですが、そういう形の展開を本当に考えていけるものなのか、そこら辺のところも含めて総体的に再度お願いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

いろいろ大野議員のほうからお話がありましたけれども、1つ、行革の名のもとに全てサービスを切るという考え方は当然市としては持っておりません。やはりいろんな経過の中で、維持管理の面とか、いろんなサービスの面、そういったものを総合的に勘案した中で私どもは整理をしておるつもりです。そういった一つの中で、今回、統合庁舎、それに合わせた中で市の整備、出張所の廃止という方向性を出させていただいております。これは現状、大きく変えるという考えは今持ち合わせておりませんが、最前から申し上げていますように、やはり出張所の業務がなくなるということになりますと、今、議員がおっしゃいましたサービスの低下ということにもつながりますので、ただ、一つの例として巡回バスという言い方を申し上げま

した。ただ、巡回バスという方法がベストだというふうには思っておりません、おっしゃるとおりです。全体的なバスの見直しも今後検討していかなければなりませんので、そういった方向性の中で、きちっとそういったサービスの提供ができるかどうかと、こういう問題も当然課題として残ってきます。じゃあ、ほかにどういった代替案があるのかということになりますけれども、これは先ほど来、先送りするわけではありませんけれども、やはり市の整備の中で、再度代替案的なものはどういった代替案があるのかというものをきちっと検証した中で、きちっと方向づけをしていきたいなというふうには現時点では考えております。

### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。勇氣ある判断の中でいろんな検証作業をしながら、住民の方々に説明できるような事業体系を組んでいただければなと思います。

時間もそんなにございませんので、私も議員にならせていただいて、都市計画、これが全て目的ありきの中で3年間過ごしてまいりましたけれども、都市計画のところで少しだけお話をさせていただくと、どうも都市計画が置き去りにしながら、勝幡の整備計画ばかりが先行して、そうでなく、勝幡も基本的には10年後、20年後、この計画をやって本当によかったという形に間違いなくなると、今この時点でよかっただけで済むような計画ではいけないような気がして仕方がないんですが、そこら辺は自信を持って、10年後、20年後、費用対効果でお話もさせていただいた中で、10年後に利用増100人、こんな計画では基本的にはよくないような気がして仕方がありませんので、もっと勇氣ある1,000人増を目指していますとか、それぐらいの意気込みを部長のほうは何とか答弁をしていただければなと。

それから、多くの議員さんの中で、佐屋駅前整備はどうなんだというお話もありました。今年度、150万の調査費もつけてやるという話もあります。私の地域、永和学区、永和駅、市長の公約の中で勝幡と永和、これは部長の答弁にも、そのほかの事業計画を持っておられるんかという質問をさせていただいたときに、勝幡と永和以外は持ち合わせておらんという計画の中で、佐屋駅前を調査して整備していくと。永和はどこへ行ってしまったんですかね。どこへ持っていかれたのか、永和学区は蟹江でも行けということなのか、よく意味がわからないので、そこら辺のところはきちっと、永和駅はこんな形で進めていきたいと。その中で、決して佐屋駅をないがしろにしろという話ではないです。佐屋駅も多くの議員さんが質問されて、何とか整備してくれと。これは危険度が高いんで整備をしてくれないかということと僕は理解しておりますが、部長としては、どういうことで佐屋駅前を調査しようという思いを持たれたのか、そして予算をつけられたのか、そこら辺のところをきちっと答弁をお願いいたします。

### ○経済建設部長（加藤清和君）

まず、勝幡駅周辺整備事業の関連でございますが、これにつきましては、合併以前からの旧佐織町時代から事業を進めるということで、市民参加も含んだ中で真剣に取り組んできたものでございます。合併に際しまして、当然合併協議の中で継続というようなことで新市建設計画の中にも上げさせていただきまして事業を進めると。これはいろいろな形で準備をしてきました。この準備をもとに現在順調に進んでおるといふふうに思いますし、それなりに成果は出る

ものだということで自信を持って取り組ませていただいております。

続きまして、佐屋駅の件でございますが、佐屋駅の件につきましては、議会でもいろいろな意見をいただきました。現実、このいろいろな意見をいただいた中で、現在現況調査に入らせていただいたということは、市の中でやれるというような可能性があります。いろいろな補助も使い方によってどのようにするかというのは、まだこれから勉強していかなければなりません。愛西市内で事業が進めることは可能です。そういう面からいきますと、永和駅周辺の整備につきましても、決してやらないという意味ではありませんが、主たる北側については、津島地であると、こういう問題がそのように整備ができれば、永和駅も事業としては取り組むことは可能だというふうに考えておりますが、今の現段階では、津島市はやらないというような内容ですので、そういう意味から、佐屋駅につきましては、現況調査をした中で準備を逐次させていただいて、今後の基本構想をつくる中でどのように進めるかということを考えていきたいというふうに思っております。

### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。本当に勝幡駅については、3年間いろいろやらせていただきました。モニュメントを含めて、ぜひとも10年後、20年後、費用対効果もようあったねという形になるように、勝幡地区のまちづくりを真剣にやっていただきたいなど、そんなふうに思います。

時間もありません。企画部のところで1点だけ、申しわけございませんが、コミュニティーに対する活動ですが、今全地域コミュニティー活動、区割りをすると、佐屋地区、八開地区、立田地区、佐織地区になると思いますが、全地域基本的には整備を終了しておるということで、八開地区はどういう形になっておるのか、いかがですか。

それで、八開地区のコミュニティーが僕はまだ立ち上がってないんじゃないのかなというふうに思ったんですが、先般も何か話があって、八開地区に防災コミュニティーの建設の問題があったかと思いますが、そこら辺のところを含めて、どういう形で八開地区の防災コミュニティーをどういうふうにやられるのか。我々は永和コミュニティーがありますが、このコミュニティーというのは、あくまでも住民の人たちが主体となって活動していただく、そんな形でコミュニティーに対する補助金についても、今回、議員にならせていただいて、少しさわらせていただいた部分が、宝くじの補助金が1地域だけが8年間ずっとやられた経緯があった中で、これはぜひともほかの地域にも拡大をして、コミュニティー活動をやってもらえるところに対して、ぜひとも補助金制度を啓発してくださいよという形で、24年度、永和学区と市江学区と。これは、本来2団体が宝くじの補助金をいただけるといのは本当にまれなことのような気がいたします。そんな形で御提案をさせていただいて、そういう形でやられたと。その中で、また何かおかしい動きがある部分がありました。基本的にはそれはもうそれといたしますが、弱い地域をもっと活性化していく、そんなところで企画部長のところでお尋ねをしたいと思います。

### ○企画部長（山田喜久男君）

各地区のコミュニティー活動について御質問をいただきました。まず、全地域なのかという

ことではありますが、議員御指摘のように、八開地区にはまだそういった推進協議会は立ち上がっておりません。そして、御質問がありましたコミュニティセンターはどうするんだということでもありますけれども、これも今議会で何度も取り上げさせていただいておりますが、防災コミュニティ整備計画の中に八開地区というものも位置づけをさせていただきました。その後、東日本大震災が起きる前の計画でありましたので、パブコメをやった中でいろんな御意見もいただきました。そうやって地域の防災計画、その他の計画、そういったものを見定めつつ総合的に判断していきたいというふうにもお答えをさせていただいたところでもありますし、今の農業管理センターの2階がコミュニティセンターとしての位置づけもされているという中で、じゃあ八開地区の世帯数、または各地区の推進協議会での世帯数、そういったものも判断していかなければならないんじゃないかということでもあります。

そして、補助金の宝くじの関係も、今御指摘をいただきました。議員御承知のとおりでございます。そして、今まででも宝くじの助成金につきましては、各コミュニティ推進協議会のほうへ要望をお聞き進めてきたつもりでありますけれども、議員御指摘のように、ある地区に偏った部分も事実でございます。そして、啓発を十分にさせていただいて、今後とも進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○1番（大野則男君）**

ありがとうございます。もう時間も1分しかないので、僕、3年間しかなれませんでした、市長も、本当に合併から難しい8年間のかじ取りだったというような気がして仕方ありません。本当に3年間、僕とおつき合いもしていただきました。8年間、本当にお疲れさまでございました。

以上で終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これで1番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりますので、再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位7番の14番・加藤敏彦議員の質問を許します。

**○14番（加藤敏彦君）**

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私は、住民が主人公、そして、住民が平和で安心して暮らせるまちづくりを進める立場で一般質問を行います。

きょうの一般質問は、3項目についてお尋ねをいたします。

1つは、生活保護の改悪について、2つ目には、県の福祉医療制度改悪について、3つ目には、巡回バスの運行見直しについてであります。



1つ目の生活保護の改悪につきまして、安倍内閣は、食費や光熱費など日常の暮らしに欠かせない生活扶助費の基準を、ことし8月から3年かけて引き下げ、扶助費の670億円、6.5%を減額する計画です。現行の生活保護法制定の1950年以降、基準引き下げは、2003年度が0.9%、2004年度が0.2%の2回だけ行われましたが、今回の削減幅は過去に例を見ない大幅なものです。減額対象も受給世帯の96%に上ります。最大10%減額される世帯、月2万円もカットされる夫婦、子供2人世帯も生まれます。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しています。

影響は、受給者だけにとどまりません。保護基準は、収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっているためです。影響する制度は、小・中学生の学用品代や給食費を支給する就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、保育料や医療、介護の保険料の減免制度など、少なくとも40近くに及んでいます。最低賃金も生活保護基準を下回らないことが法律で明記されています。保護基準引き下げによって負担増になったり、今まで利用できた制度から締め出されたり、利用ができなくなったりする人が続出することは明らかです。生活保護基準を検討してきた社会保障審議会の部会でも、基準引き下げとなれば、生活保護利用世帯や低所得世帯に影響することに言及し、慎重に配慮するよう求める発言が出ています。

この問題について、日本共産党国会議員団の田村智子議員は、2月26日の参議院予算委員会の質問で、生活保護利用者の生活実態を示し、中止を求めました。特に引き下げの直撃を受けるのが母子世帯です。田村厚生労働大臣は、小学生と中学生の子供2人がいる母子世帯の場合、東京都など都市部では、現行の生活扶助費月額21万5,000円から、2年後には19万7,000円と1万8,000円減に、引き下げ幅が最も少ない地域でも17万3,000円から16万3,000円に1万円減となることを明らかにしました。

マスコミの報道でも、中日新聞が1月21日の社説で、生活保護、頼みの命綱が痩せ細る、生活保護費がカットされそう。そうなれば、ぎりぎりの生活を続けている受給者だけでなく、自力で踏ん張る生活困窮世帯も追い詰めかねない。子育て世帯への影響も心配など、慎重に対応すべきだと社説で述べています。

今回の議案質疑でも、現在、愛西市の生活保護は174世帯とありましたが、愛西市の場合、生活保護費の削減がされた場合にどれくらいになるのでしょうか。また、生活保護費の削減は貧困の拡大につながり、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反すると考えますが、市としての見解はどうでしょうか。

2項目めの県の福祉医療制度改悪についてお尋ねをいたします。

愛知県は、1月に子供、障害者、母子・父子家庭、75歳以上の寝たきり、認知症等の高齢者を対象に、市町村と共同で実施している福祉医療制度、医療費の無料制度に患者負担と所得制限をする見直し素案を発表しました。見直し素案は、素案1としては、通院が1回300円、入院が1日100円、素案2として、通院が1回500円、入院が1日500円、素案3として、通院、入院とも1カ月1医療機関で500円の自己負担の3案と、そして4種全ての福祉医療に所得制

限を導入するものです。

県は、4月上旬にも最終案をまとめ、2014年度から定額負担、2017年度から所得制限を導入する計画です。この見直しが実行されると、受診機会の多い145万人に上る人々に医療費負担を押しつけることとなります。しかも、今回の見直しの基本的な考え方として、子供医療の通院の対象拡大など行わないなど、制度拡充に歯どめをかけています。

愛知県の福祉医療制度は、医療保険の患者負担分を県と市町村が半分ずつ公費負担することによって、医療機関の窓口での支払いを無料にする制度です。1973年に市町村の補助事業として県が新設したゼロ歳児の医療費無料化に始まり、以後、県民運動により、県・市町村協働の福祉事業として、子供、障害者、母子・父子家庭、寝たきり、痴呆症などの高齢者に広がり、社会的弱者の医療補償と健康保持に大きく貢献しています。

今回の県の改悪の動きは、この1973年以来の医療費無料化の流れを断ち切り、窓口無料から有料に切りかえる歴史的な大改悪で、愛西市を含め県内市町村の30議会が現行制度の存続・拡充を求める意見書を採択しています。この問題について、愛知県社会保障推進協議会は、2月5日、現行制度の存続と拡充を求める約5万人分の署名を大村知事に提出いたしました。日本共産党愛知県委員会と地方議員団も2月13日、大村知事に維持、拡充の申し入れを行いました。

県の福祉医療について、愛西市の利用状況はどうなっているのでしょうか。制度が改悪された場合の問題点と、市や利用者への影響はどうでしょうか。福祉医療の改悪について市としての見解はどうか、伺います。

3項目めの巡回バスの運行見直しについてお尋ねをいたします。

市は、前回2年半前に巡回バスの運行見直しを行いました。この見直しは、これまで1日4回の運行を3回にしたり、旧行政区を越えた乗り入れを行うなど、利用がふえたところもありますが、逆にこれまでどおりの利用ができなくなったり、不便になった、もとに戻してほしいという声なども出ております。

市は、巡回バスの運行について全面的に見直すということで、バス停ごとの利用者数の調査、巡回バスのワークショップの開催など、準備を進めております。しかし、全面的に見直すということで、これまで2年ごとに見直しできておりましたが、昨年9月の見直しはできませんでした。利用者からは早く改善してほしいという要望が出ています。市として、巡回バスの運行見直しについていつまでに行うのか、そのスケジュールについて説明していただきたいと思っております。

そして、巡回バスについて、バスの性格として福祉バスとして運行するのか、公共バスとして運行するのか、無料を続けるのか、有料を検討するのか、隣接する津島市や弥富市への乗り入れを行うのか、しないのか、利用の少ない地域の対応をどうするのか、基本的な検討課題があります。これらの問題について現在どのように検討され、どのような結果が出ているのか、お尋ねをいたします。

以上、壇上での質問を終わり、自席にて質問いたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

生活保護基準の引き下げの件で2点御質問いただきまして、保護費の削減がどのくらいになるのかということ、それから25条に反するのではないかとということでございます。

削減の幅でございますが、私どももまだ詳しい基準をいただいておりません。予定によりまして、3月27日に福祉事務所の担当者会議がありまして、そこで示されるのではないかとというふうに言われておりまして、まだちょっと具体的な数字がわかりませんので、新聞報道で見ますと、例えば30代と20代の夫婦、4歳の子供さんが見えると仮定して、町村部で見ますと、13万6,000円が、この25年8月からは13万3,000円ということで3,000円の減額、27年からは12万8,000円ということで8,000円の減額ということになります。40代夫婦と小学生、中学生の子供さんがいる4人家族の場合ですと、現在17万7,000円が25年8月からは17万2,000円と5,000円の減額、それから27年からは16万2,000円ということで1万5,000円の減額と、それから70代以上の御夫婦で見ますと、現在9万円が8万8,000円ということで2,000円の減額、27年からも同じく8万8,000円で2,000円の減額ということで、これはあくまでも新聞報道でございますので、実際は先ほど言いましたように、具体的な数字が来たときに試算をするということになるかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、25条に反するがどうかということでございますが、今回の引き下げにつきましては、生活保護の支給水準が低所得者の生活費を上回るケースがあるということでございます。現在、基準が単身世帯よりも多人数世帯が有利であると、そういったことから引き下げられるものでございます。

先ほど質問の中でおっしゃられていましたように、物価が下がるデフレの中でも生活保護水準は10年近く据え置かれてきたわけでございます。公的年金が減額をされるなど、そういった不公平感も指摘されておる中での引き下げということでございます。例えば1,000円で今まで買えたものが900円で買えるようになったと。そこで100円を引き下げさせてもらうということで、これは国の言い分でございますが、物価を考慮しているということで、消費者物価が減額しているわけでございますので、実質的な生活水準は保たれるというのが国の言い分でございます。

私どもといたしましては、憲法に反する反しないということは、見解を示せる立場ではございませんが、市としては、そういった27日にいろんな説明があると思いますので、そういったことをきちっと皆様方に知らせて、適正に生活保護の実施に努めていくということかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうからは、福祉医療制度の見直しについて御答弁させていただきます。

愛知県の福祉医療制度の見直しの経緯につきましては、先日、山岡議員の質問時にも触れさせていただきましたが、県の重点改革プログラムにおける重点改革項目の一つとして、平成26年度を新制度開始の目途として、限られた財源の中で将来にわたる持続可能な制度にするための見直しというように聞き及んでおります。

まず利用状況でございますが、23年度の決算概要の数字で述べさせていただきます。子供医

療費につきましては、まずゼロ歳から就学前まで、年間平均の受給者数といたしまして3,257人でございます。また、小学校1年生から中学校3年生まで、こちらは3月31日現在で6,946人でございます。次に、母子家庭医療費の対象者でございますが、年間平均受給者といたしまして863人、それから次は、障害者医療費、年間平均受給者が995人、そして最後になりますが、後期高齢者福祉医療ということで、年間平均受給者が1,385人、いずれも23年度ということで御報告させていただきます。

次に、見直しがされた場合、市や利用者への影響はどうかというような御質問でございますが、影響額というものにつきましては、まだ県のほうの見直しを行うための素案が出された段階ということですので、その案によっては、先ほど議員が言われましたように、通院回数、日数等に応じて違う要素がございますので、申しわけありません。現在のところ、影響額というのは出しかねます。また、事務的な影響につきましては、当然市町村の事務負担の増加、また福祉医療関係の電算システムの改修とか、先々に出てくる所得確認事務、受給者証の回収とか交付、そういうような事務の増大が考えられます。

また、一番市民の方への影響ということでございますが、やはり一部負担金の導入ということになりますと、受診に対しての抑制があるのではないかという懸念もあります。また、これにつきまして、市の見解はというような御質問もありましたが、先ほど言いました、一部負担金の導入と所得制限導入という見直し素案がまだ示されたばかりでありまして、今後協議をするための素案でありまして、市町村、また医師会等と慎重に県は協議して成案を取りまとめるというようなことであります。市としましては、その結果を踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、巡回バスの御質問に対してお答えをさせていただきます。

巡回バスの関係につきまして、さきの一般質問、近藤議員さんからも巡回バスについて御質問いただいておりますけれども、そこでもお答えをしておりますように、現在、巡回バス活性化のための基礎調査を行っておりまして、利用状況の分析やワークショップにより、市民の皆さん方の声を現在取りまとめております。

そして、先ほど今後のスケジュールはという問題もございましたけれども、いわゆる3月中に活性化のための基礎調査の報告書というものを作成し、その中で今後どうあるべきかについて、巡回バス運行検討委員会の意見を取りまとめていきたいというような考え方でおります。

そして、その後、市長に対し、その内容についての提言という形で検討委員会のほうから提出されるというような流れとなっております。それで、先ほど議員のほうから、例えば福祉バスにするのか、公共バスにするのか、有償か無償か、そして他市の乗り入れはと、いろんな御質問があったわけでありましてけれども、当然中でそういったものも含めて検討する形になってまいります。

1つ例をとりますれば、例えば市外への乗り入れということになってきますと、関係自治体との協議も行い、議決要件になってくるんじゃないかと、事務手続については。その辺の問題

もありますので、その辺もよく調査した中で整理をしていく必要があるのではないかなど。ですから、先ほど申されましたスケジュール的なものはいつかというお話でございますが、きょうこの時点で具体的なスケジュールについて、ことしのいつですよということについてはちょっと申し上げられませんが、そこまで至っておりませんので、その点御理解をいただきたいと思います。

それで、もう一回今月末に巡回バスの検討委員会の予定がありますので、当然その中でも引き続き、先ほど申し上げました報告書の作成に向けて検討がされてきますので、そういった流れの現時点の状況になっておりますので、その辺で御理解をいただきたいなというふうに思っております。以上です。

#### ○14番（加藤敏彦君）

では、再質問を行います。

1点目の生活保護につきましてですけれども、福祉部長のほうから、これは3月27日に担当者会議があり、そこで具体的内容が示されるのではないかとということと、それから、新聞報道を参考にして影響額の紹介がありました。

それで、答弁漏れということか、重ねてお尋ねするのは、生活保護費が削減された場合に、削減の影響を緩和するような措置がとられるとられないというのはありますけれども、影響する制度ですね。市として個人住民税はどうかとか、就学援助はどうかとか、国民年金の保険料の減免についてはどうかとか、保育料の減免についてはどうかとか、保育料についてはどうかとか、介護保険料の軽減についてはどうかとか、高額介護サービスの利用者の負担上限額についてはどうかとか、自立支援費用の負担上限額については、重度障害者福祉サービスの負担上限額についてはどうかとか、それから医療保険の自己負担の上限額についてはどうかとか、児童入所施設措置の徴収についてはどうかとか、こういうような関連してくるものがあると思うんですけれども、それについて説明をいただきたいと思うんですが、緩和措置がなかった場合に、生活保護費の基準額が見直し、削減された場合に影響してくると思うんですけれども、それぞれについて影響があるのかないのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

いろんな影響を受ける制度はいろいろお話しいただきましたので、そういった確かに生活保護基準を参考にしてているものですか、国民健康保険、後期高齢、福祉医療のように、生活保護受給者の場合はそちらのほうで医療は見られますので除外している制度とか、生活保護受給世帯に対する減免制度、そういったものもいろいろあるわけでございますが、国としては、生活保護基準が引き下げられることによって、他の制度に影響が出ないように関係省庁には指示をしておるわけでございます。これは厚労省から指示がされておるわけでございますので、私どもとしては、特に生活保護世帯と非課税世帯については減免ということで進めておる制度もありますし、生活保護が外れたことによって支払いをいただくということもいろいろあるわけでございますが、いずれにしても、そういった国が非課税の範囲だとどういうふうに設定しているか、そういうことが影響してきますので、現段階で何人とか幾らとか、そういうことまで

はちょっと試算できない状況でありますので、よろしく願いいたします。

○14番（加藤敏彦君）

今、幾つか影響するのではないかということで制度について取り上げたんですけれども、影響額については、先ほど言われたように、担当者の会議が今月にあるということで、そこで示されるかと思えますけれども、担当者として、これは関係してくるんだよという項目で、今上げたようなものが該当してくるのかどうか、影響を受ける制度についてちょっと確認をしたいんですけど、お願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほどおっしゃられたのは、例えば就学援助ですと、生活保護基準を参照している中に入っ  
てまいりますし、例えば障害福祉サービスの利用者負担ですとか、いろんな利用者の負担、保  
育料、こういったものは生活保護世帯は減免になっていますし、1つ保育料を例にとりますと、  
市町村民税非課税世帯も無料になるわけですね。ですから、生活保護を外れたからといって、  
すぐ利用料が発生するわけではないかと、そういう制度もあるわけですし、例えば市税とか使  
用料、手数料のように、生活保護世帯は減免にしてあるんですけれども、それ以外の方はお支  
払いをいただくことになるかと、そういういろんなことがありますので一概に言えないわけ  
ですけれども、いろんな制度に影響が出てくる可能性はあるというふうには思っております。

○14番（加藤敏彦君）

先ほど質問でも40項目ぐらいあるというような話ですけれども、住民の暮らしと直結してま  
いりますので、それぞれの担当で影響がある制度なのかどうか、また緩和措置がとられるのか  
どうか、緩和措置がとられない場合、どの程度の影響があるかということをつかんでいただく  
ことが非常に大事になってくると思いますが、これは福祉関係だけではなく、税金の関係など  
も入ってくるのではないかと思います、それについて再度確認をしておきたいと思いますが、  
きちっと影響を受ける制度については掌握して、影響の中身をつかんでほしいということだ  
すけれども、これは福祉部だけではないと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

生活保護基準を参照している制度については、先ほど言いましたように、就学援助等がござ  
いますし、適用除外にしている制度は、先ほども申し上げましたように、国保、後期高齢、福  
祉医療等がございます。それから、生活保護世帯に対する減免制度ということで、これもどう  
いうふうに、40項目と先ほど言われましたけれども、数のとり方で、例えば手数料、使用料な  
んかでいきますと、たくさん住民票の手数料から、それ以外のものからいろいろありますが、  
そういうものも一くりにさせていただきまして17項目ほどあるのではないかなというふうに  
思っておりますし、また徴収猶予の関係も、公共下水の受益者負担などは生活保護世帯とい  
うことで徴収猶予になるという制度もございます。以上でございます。

○14番（加藤敏彦君）

生活保護費の金額そのものが下がることによって、境界にある方がそこに影響を受けて、負  
担が求められていくということになりますので、そういう点では影響が出てくるというふうに

思います。それについてはしっかりとつかんでいただきたいというふうに思います。

それで、先ほど福祉部長の答弁では、国の言い分として、物価が下がった分だけ、また生活保護を受けてみえない低所得の方々の状況と比較して下げていくんだというような答弁がありましたけれども、本当にそういうことなのかという点では、しっかりと見ていく必要があると思います。やはり日本では、生活保護を受けるということに対しては肩身が狭いと思われる方もありますので、そういう点では、本来受けられるんだけれども、それを我慢して頑張ってみえる方もあるわけですので、そういう点では、国が憲法25条に基づく基準として、しっかりと最低限の生活の基準を持っていただくことが大事だと思います。国の一方的な政治的な判断で進めていただくということは非常に問題があると思いますし、それからもう1つ、デフレで物価が下がったとかという話ですけれども、今、安倍内閣自身が進めていることは、デフレ不況からの脱却と、景気をよくすると。景気をよくするときに、最低賃金の基準にも影響する生活保護費の削減をすれば、一層低所得が進んでいくと。本当に物価上昇をさせようと思えば、働く人たちの賃金を上げて、あとは年金生活の人たちの年金も削減することなくふやす努力が一番の近道であることは明らかでありますので、そういう点でも、一方で物価上昇、景気対策と言いながら、片方で国民の貧困化を進めるような政策を進めるのは大変矛盾だと思いますが、憲法25条の立場からいっても納得いかない生活保護費の削減について、市長の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

今、それぞれ担当がお答えをしました国の政策の中でいろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、私どもは、その政策に沿って進めていく推移を見ながら今後も当然検討をし、総体的に判断をしていくわけでありましてけれども、国の考え方ですので、今ここで私がどうこうじゃありませんが、基本的人権とか、あるいは最低保障とかの検討の内容をもって国も判断されていると思いますし、そうした点では推移をじっくり見て、愛西市なりの判断をしていくべきと思っております。

#### ○14番（加藤敏彦君）

それでは、2項目めの県の福祉医療制度の問題についてお尋ねをいたします。

今、市民生活部長のほうから愛西市の該当する数字も決算資料に基づいて報告をいただきましたが、私は県の福祉医療の改悪につきましては、3点ほど問題点が出てくると思います。

1つは、部長が答弁されたように、受診抑制が起こるのではないかと。やはり弱い立場の人たちが安心して医療にかかれるように努力してきたものに対して、今のはやり言葉ではありませんけど、自助、公助、共助とか、そういう考え方をもち出して一部負担金を導入することは、逆にこれまでつくってきた福祉制度に対しての矛盾と混乱をもたらすものだと思いますので、そういう点では受診抑制が、すぐ医者に行けばよくなるものを、我慢することによって悪くなってしまうという問題が起こる心配があります。この問題点について、市長としてどのように考えられるでしょうか。やはり大事な問題だと思います、これは。

○市長（八木忠男君）

この点につきましても、先ほどと重なるわけでありますけれども、全てが今までの医療費、あるいは国政、県政の方針といたしますか、考え方はその都度都度、私どもは受けて、それに対応して、いろんな考え方、市町村によっては内容はまちまちかもしれませんが、それに付随する施策を進めているわけでありまして、先ほど申しあげましたように、いろんな今後の動向につきましても、県下、あるいは近隣の状況も踏まえながら市としても判断をすべきと思っております。

○14番（加藤敏彦君）

今、市長にこの問題についてお尋ねをいたしました。1つは、この制度は国の制度でも県の制度でもなく、市がやることに対して県が補助を出すということで市が主体であるということと、それから、子供の医療費についても、以前は無料であったものが、この制度がなくなり、ひとり暮らしのお年寄りの医療費につきましても、市が独自で上乗せをやって、これは市の考え方に基づいてやってきておるわけですが、そういうものも否定していくような考え方をされては、これまで努力してみえた市長としても考え方があると思うんですね。だから、状況の中でということですが、やはりこういう福祉を削ることに対しては避けるべきだというふうに思いますが、これまで努力してみえた市長としての考えがありましたら。

○市長（八木忠男君）

考え方は、今まで見ておっていただいたとおりでありますので、また次の新しい時代を切り開いていただく次の市政の中では、またこういう議論をしていただければいいと思いますが、保育料にしてもそうです。医療費にしてもそうです。考え方を伝えてきました。ですから、全体のバランスを総体的、トータル的に見ていただきながら、愛西市のあり方もまた皆さん方で御協議していただくといいかなと、そんなことを思っております。

○14番（加藤敏彦君）

この県の福祉医療の改悪につきましても、受診抑制以外に心配されることがまだあると思います。1つは、現在は無料ということで窓口負担はありませんけれども、こういう窓口負担も一時立てかえ払いとか、そういう心配があるというふうに聞いたんですけど、そういう心配についてはどうなんでしょうか。

○市民生活部長（五島直和君）

おっしゃるように、当然こういう制度が変わって自己負担が導入されれば、窓口負担について償還払い、立てかえ払いというのもあるかと思えます。ただ、先ほど来言っていますように、まだどの方法を選択されるかということにもよりますし、また医師会のほうがどのような体制で臨んでいただけるかと、そういう点もありますので、この辺はまだ今後の検討かと思えます。

○14番（加藤敏彦君）

そういう心配があるということは、今、部長の答弁からも出てまいりました。やはり県・市、そして医師会がありますけれども、やはりそれを利用する当事者、市民の立場に立って、一番



最善な形を検討していただくことが必要だと思います。

あと心配なのは、福祉医療の上乗せの部分ができなくなるという項目も入っておりまして、今、愛西市でいきますと、子供の医療費では通院の小学校1年から6年まで、それから精神手帳の3級が市独自だと思います。それからあと、後期高齢者医療のひとり暮らしの部分ですが、現在上乗せサービスの対象になっている状況、人数とか金額についてお尋ねをして、また上乗せサービスについてできなくなるということについてどのように考えるのか、お尋ねしたいと思います。

**○市民生活部長（五島直和君）**

まず上乗せ部分ですが、今議員がおっしゃられました子供医療費につきましては、小学校1年から6年までの通院部分を市の単独で行っております。また、障害者医療につきましては、精神の3級を市の単独で対応しております。後期高齢者の福祉医療につきましては、ひとり暮らしの関係を市の単独で上乗せをしております。個々の数字については、今現在すぐここではお答えできません。後ほどお伝えさせていただきたいと思います。

**○14番（加藤敏彦君）**

担当でわからんの。

**○市民生活部長（五島直和君）**

担当課長のほうから説明します。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

市の単独分の対象者ということでございますけれども、子供医療につきましては、冒頭、部長のほうから申し上げたとおりなんですけれども、小学校の1年から6年までの関係でございますけれども、年間平均受給者でございますけれども、23年度でいいますと4,096人でございます。あと、精神の3級なんですけれども、この件につきましては、1級から3級ということで合計で容赦願いたいですけれども、済みません。3級単独はちょっと持ち合わせておりませんので、1級から3級の所持者ということで、23年度でいいますと262人でございます。あと、ひとり暮らしの関係でございます。後期高齢の福祉医療の関係でございますけれども、24年3月31日現在でお許しを願いたいと思いますけれども、ひとり暮らしの方でございますけれども305人でございます。以上でございます。

**○14番（加藤敏彦君）**

上乗せサービスについてですけれども、今、課長の答弁で愛西市の精神手帳3級については正確な数字が出ないということですので、もし上乗せサービスができなくなれば、その方が切られる、有料化になってきますので、数字としてはきちっとつかんでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、県の福祉医療については、過去にも一部負担金を導入された時期があります。県の資料にも載っておりますけれども、平成12年度、11年前ですけれども、一部負担金の導入について、全市町村が負担金導入を見送ったと。負担金相当額を市町村が負担したということですね。そういう状況の中で、県は平成13年度については負担金を廃止してもとに戻したと。や

はり主体が市であって、それに対して県が援助すると。そういうときに県のほうが県の都合で負担金という形で援助を削るという中で、市町村が頑張ることによって本来の姿を取り戻すと。いろんな考え方があると思いますけれども、そういうことは過去にもやってきたわけですから、ぜひ弱い立場の人たちの医療を守っていく、県の福祉制度の本来の形を市としても守っていくと。そういう点では1年、2年頑張るかどうかということもあわせて求められるので、そのことはぜひそういう立場で頑張っていたいただきたいということを求めたいと思いますが、担当者、いかがですか。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

いろいろあります。市としまして、県のほうへも市民の皆様の強い要望を受けて、子供医療費を拡大したりなんかしておる経緯もございます。そういうものを踏まえまして、見直しによって自治体の財政負担が大きくなるようにとか、自治体間の格差も起こらないよう、そういうようなことを市町村と十分協議して慎重に進めてほしいというのは県のほうへもまた要望するようなことでありますが、今、議員言われたように、拡大につきましては、市としての方針とか考え方の中で整理させていただく部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

では、3項目めの巡回バスについて再質問を行います。

1つはスケジュールの問題ですけれども、今、答弁の中で、もう一度今月、巡回バスの検討委員会を行って、そこで取りまとめて提言をしていきたいということですが、バス利用者の方からいきますと、いつ今度見直しをしてくれるんだと。いつ、もっと利用しやすくなるんだと。またもとどおりにならないのかという声は消えないわけですので、議員としての、例えば新年度の中で、いつもは9月のパターンですけれども、それが新年度の中にはぜひとも新しい見直しをしたいとか、そういう大枠でのスケジュールは示すことができないもののでしょうか。示させていただきたいというふうに考えておりますけれども、まずその点についてお尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

スケジュールの関係です。今、議員のほうからせめて新年度でもそういったスケジュールがきちっと出せないかというお話でございます。おっしゃるとおりです。少なくとも一応25年度、前年度に引き続いて調査費を計上させていただいております、前年度の半額でありますけれども。必然的にそういった状況を鑑みた場合に、これは先延ばしにそうできる問題ではないというふうに思っておりますので、先ほどから申し上げていますように、市長に対しての提言、それに対して市は今後どう進めていくかという一つの整理をしていかなければなりません。ですから、新年度には当然そういった方向性というものをある部分導き出す必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、議員のほうからいろいろお話があります。先週も近藤議員さんのほうからも、地区を捉えれば、やっぱり早いこともとへ戻してほしいとか、もうちょっと利用できるようにしてほしいと、議員もおっしゃったとおりです。今まで私どもとしては、いろんな御意見をお聞きした中で検討委員会にかけて、コース、時間、そういったものの

見直しをしてきました。見直しをすることによって、今まで利用が不便だった方が、それによって便利になった方もお見えになるわけです。ですから、先週も申し上げましたように、さまざまな御意見があると思いますけれども、やはりこの巡回バスの問題については、先ほど来議員がおっしゃったように、福祉バスでいくのか、公共バスにするのか、有償にするのか、無償にするのか、津島市、弥富市、そういったことも含めて、すばっと竹を切るような中で整理をできない。できないから今日まで来ておるといっても1つあるんじゃないですかね。ですが、先ほど言いましたように、先送りするような問題ではありませんので、25年度中にはスケジュールを示した中で、そういった方向づけというのはある部分必要ではないかなど。当然これは検討委員会の中でも重々皆さん方にお話し申し上げ、そういった方向性というのを導き出していくのが必要ではないかなというふうに考えております。

#### ○14番（加藤敏彦君）

巡回バスのスケジュールについて重ねてお尋ねをいたしますが、巡回バスのスケジュールとして、答弁にもあったように、検討委員会での取りまとめ、市長への提言、または市としての方針の決定ということですが、大まかに市長への提言をいつまでにはしたい、それからまた市としての案はいつまでにしたいというような形で、当面の日程として考えておられるのか、伺いたいと思います。

#### ○総務課長（猪飼 明君）

提言のスケジュールですが、先ほど総務部長が申し上げましたように、3月29日に今年度最終の検討委員会を開催する予定です。その際に、これまで今年度調査をしてきたまとめの最終、今年度の最終になりますけれども、提言書の案をお示しします。それが検討委員会で固まりましたら、検討委員さんは24年度、25年度の2カ年委嘱しておりますので、その中で、新年度、25年度早々に市長に提言書を出したいと考えております。それが4月になるのか、5月になるかはちょっと不明ですが、よろしく申し上げます。

#### ○14番（加藤敏彦君）

その先の予定は、ちょっと今ではお答えできないということですね。

じゃあ次に、この間、基礎的な調査をしてきたということですが、例えば巡回バスのワークショップを行いました。巡回バスのワークショップについては、夜の時間帯に行われたということで、バスの利用者というよりも、バスを利用されない方も結構参加したワークショップになったと思いますし、私も参加して勉強させていただきましたけれども、ワークショップではどんなことが明らかになったのでしょうか。それぞれ4地区の特色が出たと思うんですが、少し伺いたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

ワークショップの関係につきましては、議員も佐織町で2回実施したときに御出席をいただきました。それぞれ各地区2回ずつということで、30人から60人近い各階層の方が出席をいただきました。

それで、一つの特徴といいますか、進め方もあるんですが、1回、2回というふうに

分けて、1回目については、各参加された方が日常どういったところへ出かけられるのかという、そういった地図上に広げて、一つのアンケート形式でやりました。2回目は、それぞれの巡回バスの考え方ということで生の声をお聞きしたというような状況です。

それで、1つ特色があるのは、各4つの地区で日常的な生活圏ですね。例えば皆さんがお出かけされる行き先が顕著だなというふうに自分としてはとっておりますけれども、やはり市内だけでは完結しておらず、津島市や弥富市、それから稲沢市などの近隣市町へ買い物に出かけられるという傾向が非常に多いんじゃないかなと、ワークショップの結果ですね、これは。それで、さらに地区別で見えますと、佐屋地区につきましては、蟹江町、津島市、名古屋市、弥富市への外出が多いんじゃないかなと。そして、立田地区につきましては、津島市、弥富市、そっちのほうへの傾向が多いと。八開地区については、津島市、稲沢市のほうへ出かけられる傾向が多いんじゃないかと。佐織町につきましては、主に津島市が多いと、そんなような地区ごとに出かける特色ですね、地区によって。そういったワークショップの結果から、日常の行動というものが地区によって顕著にあらわれているのが、先ほど申し上げた現状ではないかなと。それをもとにしてルートとかコースというものを一つの検討課題として整理をするというのもある分必要ではないかなと。ワークショップの結果から、そんなような一つの特色というものが浮かび上がっていたということですね。

それから、各委員さん意見というのは千差万別ありますので、議員がおっしゃいました、今みたいなお話もありますし、無駄な経費を使っていつまで走らせるんだというような話もありますし、有償にしたらどうだというお話もありましたし、この2回のワークショップからはそんなような捉え方ができたというふうには担当としては思っています。

#### ○14番（加藤敏彦君）

巡回バスにつきましては性格づけですけれども、1つは福祉バスなのか、公共バスなのか、あとは無料なのか、有料なのか、近隣自治体への乗り入れについてとか、利用の少ない地域の対応についてとか、そういうことがあるんですけれども、バスの検討委員会の中で、こういう問題について議論がされていると思いますけれども、方向づけが明らかになっている部分ですね。検討委員会の報告なんかを見ますと、福祉バスと公共バスの兼ね合いについて、議事録として出ておるといような気がしますが、議論の中でどういうことがまとまってきたか、明らかになってきたのか、御報告いただきたいと思っておりますけれども。

#### ○総務課長（猪飼 明君）

先ほど言いましたように、調査のまとめを今しておる最中です。せんだって、3月1日に前回の検討委員会を開いた中で、まとめの案といいますか、調査結果をまとめたところによりまして、その委員会の席では、今おっしゃるような方向性の案も調査結果として出したものがありますが、委員さんとして、福祉のバスでいくのか、これまでどおり無償でいくのかとか、案はそれぞれありますが、どちらの方向に行くというところまでまだ至っておりません。それを今後検討委員会でまとめていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○14番（加藤敏彦君）

市民にとって非常に大事な問題ですけれども、よくある両論併記とか、結論を一つに絞らずに両方出すとか、そういうような出し方もあるんですけど、担当としての考え方をきちっと方向づけをまとめて今度出していかれるのか、この点をちょっと確認していきたいのと、それから、よく出ます、ほとんど乗ってないんじゃないかと、乗客が乗っていないというような問題に対しても、どんな意見や議論が出ておるのか。例えばデマンドとか、そういうような意見なども含めて出ておるのか、そういう部分についてちょっと伺いたいんですが。

**○総務部長（石原 光君）**

先ほど総務課長が申し上げましたように、提言書をまとめるという作業にこれから入ってきます。それで、議員のほうから要望書というとり方もできへんかと、行政に対してと。そんなような捉え方もありますけれども、今回の検討委員会では、市に対して、調査結果を踏まえて、検討委員会としての提言という形で、市長に対してやるというスタンスで今進んでおりますので、そういった形で進めていきたいなというふうに考えております。

それと、おっしゃるとおりです。いろんな移動のニーズといいますか、移動の手段というのは、先ほど話が出たデマンド方式、検討委員さんの中にも、他市でやられておったと、玉城町ですか。そこら辺もよく勉強されてみえる検討委員さんもお見えになります。ですから、巡回バスという固定観念ではなくて、それが今整理を図っていく中で、ほかの手法でこういう方法があるんじゃないかという部分があれば、今おっしゃいましたそういった手法も提言の中に入ってくるんじゃないかなと、こんなような現時点では予測といいますか、そういうまとめ方をされるのではないかなというふうには考えております。

いずれにしても、報告書にしても提言にしても、巡回バス検討委員会そのものがオープンな形になっておりますので、また機会があれば聞いていただくのも1つじゃないかなというふうに思っています。

**○14番（加藤敏彦君）**

きょうの一般質問では、生活保護の改悪の問題、また今県が進めようとしている福祉医療の自己負担の問題、そして愛西市の懸案事項の一つであります巡回バスの問題について取り上げました。特に福祉の問題は、自治体の仕事は住民の安全と福祉と、こういう点で現在の制度の改悪にならないよう、ぜひ行政としても努力していただくことを強く求めて、一般質問を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これで14番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。午後1時30分再開といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位8番の13番・真野和久議員の質問を許します。

### ○13番（真野和久君）

それでは、お昼の1番で眠いところではありますが、一般質問をさせていただきます。

今回は、2点について質問をいたします。1つ目は、子供の医療費助成の拡充について、2点目は、放課後子ども教室の拡大についてであります。

まず最初に、子供の医療費助成の拡充について質問をいたします。

1つ目として、中学校卒業までの医療費助成の県内での広がりについて質問をいたします。

子供の医療費助成の拡大については、旧4町村時代から議会の中でも何度も質問をし、また多くの市民の方の署名・請願運動なども広がる中で、旧町村時代から徐々に拡大され、愛西市においても、通院が小学校卒業まで、入院が中学卒業まで、医療費の窓口負担がゼロとして拡大されてまいりました。旧4町村時代には、愛西市内の町村を初め、海部地域は比較的早くから医療費助成を行い、県内でも進んだ地域になっていました。しかし、その後の全県的な広がりの中で、現在、愛知県内では、中学校卒業以上の助成を行っている自治体は、県内53市町村のうち48自治体になりました。自己負担なしが41自治体、また一部助成が7自治体となっています。しかし、その中で市は、依然として小学校卒業以上への拡大が行われておりません。このように、毎年中学卒業以上まで拡大をし続けている市町村の医療費助成の広がりについて、なぜこのように多くの自治体がこうした施策を行うようになったのかについて、愛西市はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2点目として、この医療費助成の今後の拡大についてであります。

12月議会の議会答弁の中で、市長は、市が子育てしやすいランキングの上位にあることを話されてきました。確かに愛西市は、現在、妊産婦の健診や乳児の健診、訪問、また比較的安い保育料やワクチン接種の助成などで、他の自治体に比べてもすぐれた施策が行われており、それらについては大変評価ができるものと思います。ただ、子供の医療費の助成については、子育て支援という考え方だけではなくて、今後の市の将来にとって活力のある市にしていくためには、人口対策として位置づけていくことも必要なのではないでしょうか。中学生以上への医療費助成の拡大は、こうした人口政策のためにも大変有効だというふうに考えています。以前の下村議員の質問の中にもありましたが、愛西市では人口が減っています。一方で、愛西市の中には、市街化区域でまだまだこれから宅地開発に有用な土地もたくさんあるわけであります。だからこそ、若い世代の定住化という点でも、子供の医療費の中学生以上への拡大を一つの施策として考えるべきではないでしょうか。市の今後の拡大の考えをお尋ねいたします。

2点目は、放課後子ども教室の拡大についてであります。

まず1つ目として、学童クラブが小6まで拡大する中での対応についてであります。児童の放課後の過ごし方については、少子化の問題や、あるいは地域や社会の安全などの点で、自治体や地域が支援を拡大する方向に動いています。愛西市でも児童館や児童クラブ、また放課後子ども教室、あるいは体育館などでのスポーツ教室などが行政地域で担われています。

市の放課後子ども教室は、佐織地区や八開地区では、当時、児童館建設がされていないところでの建設までのつなぎ的な形で児童館のなかった小学校の地域に開設をされてまいりました。

そして今、市内全域、全学区に児童クラブができ、今年度は小学校6年生までの拡大に伴って施設の拡大などが考えられています。そうした中で、放課後子ども教室をどのように進めていくかが問われているわけであります。その点では、小6まで受け入れが決まった学童クラブと、そして放課後子ども教室の位置づけをどのようにしていくのか、これがポイントになると思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

2つ目は、今後の拡大についてであります。児童の放課後の過ごし方の支援については、愛西市という地域の特徴や状況をつかんだ上で進めることが大切であると考えています。そういう点では、こうした過ごし方に関する調査なども必要だと考えています。ただ、児童クラブが全区へ広がった一方で、放課後子ども教室だけはなかなか全区へと広がらない、その点については、やはり問題ではないかというふうに考えます。放課後子ども教室の今後の拡大の考えと、またなかなかそれが広がらない要因についてお尋ねをいたします。

以上、壇上からはここまでにとどめて、あとは自席のほうから質問をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、大きく2点御質問ありました。関連する部分もお答えの中に出てこようかと思ひます。よろしくお願ひします。

前半のほうの拡大についての考えという形ですが、今日のリーマンショック以降の長引く景気低迷の中、いろいろ社会的な不況とか少子・高齢化の中で、子育てをする家庭の子育てに対する不安とか経済的負担がますます増加しているということは認識しています。市としてもいろんな面で支援を推進していく必要があるのではないかというふうで思っております。

そこで、厳しい財政状況ではありましたが、平成22年4月には、小学校6年生まで子供医療費助成を拡大したということがあります。これまで幾度となくこのような御質問、御提案をいただいております。それによりまして、愛西市としてはその都度検討を重ねながら議会へもお願ひさせていただきました。また、それぞれ自治体いろいろ方針があろうかと思ひます。そうした中で、市としましても、今後も方針等、いろいろな状況を見ながら判断していきたいというふうで考えております。

また、今後の拡大のほうの話でございますが、前半、加藤議員の御質問にも御答弁させていただきました。県としては、福祉制度を将来にわたり持続可能な制度とするというための重点改革プログラムを行っています。そういう中で、多くの首長さんの意見として、県内で統一すべきではないのかという意見もあるそうでございます。自治体においては、市町村長の公約として子供医療費の拡大等、市町村単独事業として拡大してきたという経緯もあります。また、県は愛知県の考え方に理解をいただひて、統一していきたいという考えも持っておりますが、その辺市町村独自の部分もありますので、強制はできないというようなことも思っております。見直しの問題であります。現在のところ、まだ県のほうの成案が、先ほど言ひましたように示されておられません。各市町村の状況もまだわかりません。愛西市も、県の制度を拡大して市町村の単独事業として子供医療費の拡大を実施しておる部分もありますが、そういうような状

況でありますので、今後の状況としてはまだはっきりとしておりません。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

放課後子ども教室の関係で、学童クラブの6年生までの受け入れの関係の拡大ということで御質問をいただきました。

放課後子ども教室の位置づけとしましては、現行でも小学1年生から6年生を対象にしておるところでございます。これは、放課後子ども教室の目的として、放課後における子供さんたちの安全で健やかな活動拠点を確保して、そして地域の方々の協力を得ながら交流活動の機会を提供するという目的でやっておりますので、現状はその目的に合わせ実施をしていきたいというふうに考えております。平成25年度につきましては、現行のままの体制で進みたいというふうに考えております。

また、今後の拡大についてということで、拡大の考え方と広がらない原因はということのお尋ねをいただきました。現在、佐屋小学校と佐屋西、八輪、北河田、西川端の5カ所で実施をしておるところでございますけれども、各地区におきまして、家庭の状況とか、保護者の方の勤務の関係が違うということもあるかと思えます。また、設備面につきましても、各学区の中で管理面とか安全面、保護者のお迎えなど、いろいろ要件がそろったところで指導員の確保、管理員の確保とさまざまな問題を抱えておるところでございます。学校並びに児童福祉課とも調整を図りながら、放課後子どもプラン運営委員会を開催しておるところでございますけれども、その中でいろいろ学区ごとでの特色とか原因、いろんな事故等も起きてきますので、そんな中、協議を進め、運営に努力しておるところでございます。

広がらない要因ということで、先ほども言いましたけれども、施設の面での条件、放課後子ども教室の本来の趣旨は、余裕教室を初めとする学校諸施設の空きスペースを活用して事業を進めておるところでございますので、関係する学校との調整も必要になってきます。また、今後利用していくというときには、地域の特徴もあるかと思えます。本年度は西川端小学校、定員20名のところ、17名の登録の状況でございます。また、佐屋西小学校では、定員20名のところ14名ということになっております。定員を超す放課後子ども教室は、北河田小学校で25名の定員に33名の受け入れをしておるところでございます。八輪小学校は15名で17名の受け入れをしておるところでございます。このように、地域によって定員割れしているところもございますし、また定員を超えるところもございます。これは、放課後子ども教室と児童クラブの違いでございますけれども、放課後子ども教室は託児所として実施をするものではなく、児童クラブとの区分けがされております。持ち物についても、食べ物やゲーム等も規制をしておるところでございます。また、実施日は月曜から金曜日までで、学校の休業日、夏休み等におきましては、開設をしていないところがございます。各家庭の事情とか、保護者の方の考え方によって選択がされておるところでございますので、こちらのほうも申し込み受け付けについてはいろいろ御相談に乗って実施をしておるところでございます。以上です。

#### ○13番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきます。



まず最初に、放課後子ども教室のほうからいきたいと思います。

今お話があったところで、当然学童クラブと放課後子ども教室の性格の違いというのがあると思いますね。子ども教室に関しては、先ほど言われたような子供の安全で健やかな活動拠点と同時に地域との交流ということがメインであり、児童クラブに関しては、働いている御両親の方、保護者の方々に対する支援という側面と、そういう中での子供の子育てということがポイントになってくると思いますが、具体的に今でいうと、条件的な面で、あるいはお迎えとかの面で児童クラブか学童クラブと放課後子ども教室の違いというところ、あるいは料金とかの面はどのようになっているのか、まず最初に確認をしたいと思います。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

違いでございますけれども、目的のところは今お話をさせていただいたとおりでございます。利用の時間帯につきましては、下校をしまして、あとお迎えに来ていただくという条件は一緒ですけれども、子ども教室のほうは、近隣この市町村ほとんどですけれども、5時になったらお迎えに来ていただきます。児童クラブのほうは延長をしてお迎えをされておるところがございます。午後6時半が延長可能な時間というふうになっております。そして、月曜から金曜日までという時間帯の受け入れをしているわけですけれども、夏休み等長期休暇とか土曜日ですけれども、そんなときには児童クラブのほうは開設がされておるという状況でございます。料金については、おっしゃられたとおり、材料費の徴収はございますけれども、児童クラブのほうは一定の料金がかかるという状況でございます。以上です。

#### ○13番（真野和久君）

ということで、大きな点は、両親が就労されているという方々が基本的に学童クラブを利用して、就労、就労していないにかかわらず、放課後の子供の居場所としての学校の教室を使ってやっているのは子ども教室ということであるわけですね。あと、当然お迎えに5時に来られるかどうかというのも条件になっているのは明らかであるというふうに思います。

先ほどのところで、なかなか広がらない理由というのはいろいろ上げられていましたが、また一方で定員割れをしているところ、例えば西川端や佐屋西等、それから定員を超えているところ、北河田小学校とか八輪小学校、そのあたりの要因についてはどのように考えますか。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

定員割れのところでございますけれども、一番最後に開設した佐屋西小学校でございますけれども、最初は9月にスタートしたということで、利用の目的とか利用のなれとか、いろんなことがあって申し込みが少なかったかもわかりませんが、24年度、PRをしたところでございますけれども、やはり参加する方が少ないというのは、5時までに迎えに来るとか、いろんな要件の中で、道路を挟んで西側にあります児童クラブのほうが遅くまで預けられるというところがあるのかということかなというふうに推測されます。

また、西川端につきましても、同じような条件で道路を挟んで目の前に児童クラブがございます。ここについても、帰りの下校の時間の違いがあるのかなというふうにも思いますし、多いところにつきましては、新興住宅といいますか、今住宅がたくさん建っています北河田につ

きましては、保護者の方の勤務の状況とか、そういうものを想像しますと、やはり帰ってみえる時間が遅いということになると、5時のお迎えは難しいということである中で、受け入れる側の児童クラブのほうも定員がいっぱいという中で、学校の中にあるものですから、通学団の下校から離れても、またその中で下校ができるというようなところで、一定の人数が利用されておるんだなというふうに思うところはございます。

私の私見になってはいかんですけれども、やはり農村部と都市部というか、まちというのが多少違うところがあるのかなというところは、2世帯で住んでみえる方と、親子というところで、おじいちゃん、おばあちゃんのお力をいただいてお迎えということもあって、家族の構成の違いもあるのかなというふうには思っています。以上です。

### ○13番（真野和久君）

特に、2世帯とか、要は祖父母の方々と暮らされている場合などでは、当然お迎えに祖父母の方が行かれるというようなこともあると思うので、そういう点で、放課後子ども教室の利用があるというのは、確かにあるというふうに思います。

ただ、そういった点でも、例えば北河田学区のように、新興住宅が建っているから子供が多いところでは、学童クラブの定員が多いということで、どうしても迎えの時間はあったとしても、放課後子ども教室に親が頼らざるを得ないというような点もあるし、一方では、佐屋西、あるいは西川端のように、児童クラブというよりは児童館が近くにあるから、児童館のほうへというようなこともあるのかもしれませんが。そうすると、ただ問題は、児童館のほうは、基本的に愛西市の場合は、児童館と児童クラブが併設されているというのが基本になっていますので、そういう点でいうと、放課後に関しては、児童館は児童クラブがメインにどうしてもなっているはずなんですよね。ところが、そこに児童クラブのメンバーではない子供たちが当然遊びに来る。これは当然拒否することはできませんので、遊びに来るとなってくると、さまざまな困った問題がどうしても出てくるのではないかというふうに思います。児童クラブのほうでは、ある意味子供の生活を見るという点もあるので、例えば宿題とか、おやつであったりとかというようなこともあって、そういうようなことも含めて利用料をとっているという点もあると思うんですけれども、一方で、単に遊びに来ている子供たち、小学生、児童に関しては、基本的にそういった料金は取っていないわけですし、あるいはそういったところでの宿題をやらなきゃならないというようなことも基本的にないので、全然別の遊びをしてしまう。その点でいくと、児童館としては非常に運営に苦しむというところでもあるわけですよね。そういった点でも、やはり放課後子ども教室の位置づけというのをしっかりと位置づけながら募集をしなければいけないと思いますし、また北河田だけではなくて、例えば佐織地域でいえば草平地域とか、そういったところの地区ではまだ子ども教室がありませんけれども、あそこでも結構子供は多い状況になっていますので、そういったところで同じような状況になっているということはあると思いますので、そういった点でしっかりと計画を持って、子ども教室というものを拡大していく必要があるのではないかと思うんですが、その点についてはどのように考えますか。

○教育部長（水谷 勇君）

過去から、今後どうしていくんだという質問をたくさんいただいておりますので、現在開設していないところにつきましては、確かにある一定の要望はあるかと思っております。現時点、やはり最初のほうで答弁させていただきましてとおりに、施設面、場所の問題が最初に事業化としては選択の中で大きなポイントを絞っております、まず場所の確保、そして指導者の確保というところで苦慮しておりますけれども、私どもも、今来ている子供たちについても、アドバイザーの方とか安全管理員の方、場所場所で問題を起こすことがあります。そんなとき、保護者の方に連絡帳、ないしアンケートとか、いろんな形でコミュニケーションをとっておりますので、今の運営自体も見直しを進めつつ、今後開設していないところについても何らかのアクションを起こせたらと考えております。以上です。

○13番（真野和久君）

やっぱりそういった点でいくと、きちっと計画的に、確かに場所がないというのは学校との相談だけじゃなくて、ある意味、学校の空間とは一定区分けしなきゃならないという部分でのトイレの問題とか、さまざまな施設改修を伴う部分というのは、どうしても出てくる部分があると思っておりますので、やはり計画的にやっていかなければいけないというふうに思うんですが、計画を立てていくということについてはどのように考えていますか。

○教育部長（水谷 勇君）

一つの学校を捉えて申し上げますと、草平についてはまだまだ生徒数がふえておるところがございますのであれですけれども、学校によっては子供の数が減っていくところもございまして、私どもは余裕教室というか、空き教室という言葉が通じるのかは別としまして、部屋を有効利用し、区切ってでも使えるようなところがあれば、そのようなことを進めたいということで学校側に積極的に相談を持ちかけますけれども、今お話をいただいております草平学区につきましては、なかなか難しい問題があるなというふうに認識しております。以上です。

○13番（真野和久君）

だからこそ計画的に、例えば改修とか、例えばプレハブとか、お金はかかるけど、そういうことができるかどうかはともかくとしても、一定どういうふうに対応していくかということは、やはり考えていかなきゃならないので、やっぱり計画というのは必要ではないかというふうに思うわけですね。

あともう1つですけれども、子供が減っていくというような問題も課題としてあると思いますが、同時に、今子供が減っているからこそ集団でなかなか遊ぶ場所がないというようなこともあって、今のようさまざまな支援というのはできていくと思うんですけれども、そういう点でいうと、学童クラブにしる、放課後子ども教室にしる、ほかにも放課後というか、午後からの子供の過ごし方としては、例えば習字とかそろばんとかピアノとか、さまざまな習い事とか、それから学習塾、進学塾といったようなところに行く子とか、あるいは体育館とか運動場

でのさまざまなスポーツ教室ですよ。そうしたものとかに参加しながら過ごしているということがあると思うんですね。そうした中で、愛西市として、子供の放課後の過ごし方に対して、しっかりと考え方を持って子供の育成ということをしていかなければいけないのではないかというふうに思うんですよ。そういう点で、例えばこれまで社会教育等の調査の中で、そうした子供の放課後の過ごし方について調査をしたようなことはあったかどうか、お尋ねをいたします。

**○教育部長（水谷 勇君）**

過去に生涯学習計画を19年3月に策定しておりますけれども、そのアンケートの中に、「生涯学習とは」という中で余暇の過ごし方、そういうことについての項目がありまして、アンケートとしては実施をしたところがあります。以上です。

**○13番（真野和久君）**

生涯学習の余暇の過ごし方だと、子供とは対象が全然ずれているんで、そういう点でいうと、しっかりとした子育て、広い意味で教育も含めてですけれども、子供の地域としての育て方として、きちっとした計画をつくっていくことが必要じゃないかなというふうに思います。

今回、愛西市としては、学童クラブ、あるいは児童館に力を入れて、今回6年生まで拡大をし、そしてまた、そのための施設的な拡張もしていくわけですが、そういったものに関しての一定のニーズがあるからこそやっていくところはあると思うんですが、例えばもう一方で、先ほどの八輪地域でいうと放課後子ども教室が多いというのは、もしかしたら、一方では子供の放課後の過ごし方というところにポイントがあるのかもしれない。それははっきりしないのであれですけれども、そういったことも含めて、本来の今年度の過ごし方、今中学生とか高校生が夜たばこを吸っているとか、いろいろありますけれども、そういった問題も大きな社会問題としてあるわけですが、やはり小学生、中学生というところが、放課後どのようにうまく過ごしていくのかというところでの調査というようなことを、一度計画してみてもどうかというふうに思うんですが、その点についてはどのようなお考えがありますか。

**○教育部長（水谷 勇君）**

御指摘をいただいたとおりでございます。やはり事業を起こす前にいろいろとニーズの調査も必要ですし、また保護者の方のお考え、子供さんたちの様子、そんなことについて何らかの形で調べられたらなという中の一つの方策として、地区に限ったアンケートとか、対象を限ったアンケートとか、いろんなやり方があるかと思っておりますけれども、それについては、今の現状でも利用者の減少があってははいけませんので、含めた内容のものアンケート等を実施できたらなというふうに思っております。

**○13番（真野和久君）**

ぜひそういったことを進めていただきたいと思います。そして、計画などもつくってもらえると、国やなんかの支援とかも一度調べてもらうのも含めて、こうしたことをやっていただきたいというふうに思いますので、その点、よろしく願いいたします。

ではその次、子供医療費の助成の拡充についてのほうに移っていききたいと思います。

先ほどのところで、市民生活部長のほうから、不況や少子化の件や子育ての不安というようなことが上げられました。そうした中で、その都度拡大をしてきたというふうに言われてみえますし、一方では、他市ではいろんな方針があると言われましたけれども、これだけ子供の医療費の拡大ということがやられてきたということは、ほかの市でもそうしたことの有効性というものがあるからこそというふうを考えるわけですね。そうした点で、他市に対する調査とかというのはやっていますか、そういうことはどうでしょうか。

**○市民生活部長（五島直和君）**

子供医療費に関していいますと、今県内で、先ほども話があるように、残った他市はどういう状況で、まだそこが中学校卒業まで至っていないというか、そういうところの調査はしております。以上です。

**○13番（真野和久君）**

やっていないところの調査をしているんですか。やっているところの調査とかというのはしていませんか、どうしてこういうことを進めているのかという。

**○市民生活部長（五島直和君）**

先ほど来申し上げていますように、それぞれ施策としていろんなお考えがあつての上だと思つて理解しております。

**○13番（真野和久君）**

これまでも何度も有効性の問題とか、費用の面とかと質問していますので、その点については今回は置いておきますけれども、やはり愛知県内でも全体的に拡大傾向にあることは確かであります。

もう1つ、先ほども言いましたけど、子供の医療費だけではありませんが、こうした政策というのは、子育て支援という側面と、それから先ほども言いましたが、今後どこの地域でも少子・高齢化の中で人口減になっていくというような状況の中で、いかに人を集めて活力ある市をつくっていくかということが課題になっていくと思うんですね。やはり総合計画にあるようなスローガンをきちっと進めていくためには、やはり若い世代の人たちがこの地域に定住をしてもらうというようなことが必要だというふうに思っていますけれども、その点はどうでしょうか。

**○企画部長（山田喜久男君）**

突然御指名いただきまして、今の若者の定住策ということで、過去にこの議会で取り上げられたことも記憶しておりますし、確かに子育てという部分については、子育てしやすい環境というものをつくることによって、議員おっしゃいます定住策の一つになるということも承知しております。そういった中で、先ほど放課後子ども教室の各地区のそれぞれの世帯の構成にも影響があるのではないかという中で、一方では、お子さんと親御さんと一緒に住める状況であっても、仕事の都合で名古屋近郊のほうへ若い世帯が引っ越しをされるということもあるのではないかなというふうには考えておりますけれども、いずれにしても、若者のそういった定住策というのは必要であるというふうに考えております。以上です。

○13番（真野和久君）

そういう点で、人口の問題というのがポイントになってきますけれども、愛西市の合併後の人口の推移は、ずうっと推移を見ていると、大体の概略として人口は減っているけど世帯数はふえている状況になっていますが、その点で、合併してから人口の状況はどうなっていますか。

○総務部長（石原 光君）

詳しい数字的なものはちょっと持ち合わせておりませんが、この8年間ぐらいですね、合併後。徐々にではありますけれども、大きな伸びはないというふうに捉えております。微増、もしくはほぼ横ばい、もしくは減少というような傾向ではなかろうかなという捉え方をしております。国勢調査の5年刻みの状況を見ておりましたが、そう大きく人口がぐっとふえるような状況ではないというふうに捉えております。

○13番（真野和久君）

資料は今は出ますか、人口の。

○市民生活部長（五島直和君）

今手元にあるのは、18歳までの人口等しか手持ちに持っておりませんが。

○13番（真野和久君）

全体はないですか。

○市民生活部長（五島直和君）

はい。

○13番（真野和久君）

じゃあいいです、わかりました。

毎月のやつを見てみると、ちょっとずつ減っているなというところではあります、そうした中で、人口をどうやってふやすかというふうに思います。

あと、今、18歳までの人口とありましたけど、人口の推移として、若者の人口の推移というのはどういうふうになっているかというのは大体わかりますか。

○市民生活部長（五島直和君）

先ほど言いましたゼロから18歳という中におきましては、全体を通じては年々減少傾向にあるというのと、先ほど市の全体的な人口も同様に、平成17年からのデータですが、25年に向けて下がりぎみと、そういうような平行線で人口のほうは移動しております。

○13番（真野和久君）

やはり全体的に減っているというような状況があるというのは深刻だというふうに思っています。そういう中で、市民課の方に、私、ゼロから18歳までの1年齢ごとの人口の推移というのを、合併してからの8年間で一度調べてもらいたいということで、調べていただきました。本当は、転入・転出それぞれがわかるといいんですが、そこまではなかなか難しいので、純粋な増減の差ということだけで考えますと、これを見ると、ゼロ歳児は毎年生まれてくるので、転入プラス出生ということでもいいですけども、その後、例えば平成20年のゼロ歳児と平成21年の1歳児を比べれば、単純に考えると、その差というのは、その年代の子のふえた減ったと

ということになるというふうに考えると、どうなっているかといいますと、大体1歳から6歳の就学前というのを、例えば8年間で1歳児は225人ふえています。2歳児でも171人、3歳児で200人、4歳児で97人、5歳児で59人、6歳児で106人ということで、就学前の子が愛西市に来ているなというのが、これを見るとすごくわかるんですね。それは、やはりこの前も市長さんも自慢されているように、保育料が安いとか子育て支援、妊産婦さんとか、乳児に対する支援とかが手厚いということがあらわれているのかなというふうに思うんですね。それが、7歳児以降になってくると、8年間で、例えば7歳児のところでは25人ですよ。6歳から7歳のところでどのぐらいふえているかということですよ。8年間の合計ですが、8歳で15人、9歳で15人、10歳で12人、11歳でマイナス2人、12歳がプラス38人というようなところですよ。そういったところでいうと、小学校に入ると大きく減っている。13歳だとマイナス11人、14歳でプラス31人、15歳でマイナス10人ということで、この辺も増減があります。それから、16歳でプラス23人、17歳でマイナス22人、18歳でマイナス106人と。ということは、やはり高校を出ると、就職とか進学とかで出ちゃうというのも明らかかなというふうに思うんですね。そういうところでいくと、愛西市の特徴が出ているんじゃないかなというふうに思います。

そうした中で私が思うのは、未就学時のところがこれだけたくさん見えるというのは、先ほど言ったように、愛西市の施策の特徴が知られていて来られているのかなと、逆に就学以降というのが、いろんな事情があるからこれだけではないとは思いますが、なかなかふえていかない。中学校になってくると、小学校の5年生や高学年以降になってくるとマイナスになる年も出てくると。8年間の合計でマイナスになってしまうという年代があるということを考えて、そういう点で中学生に対する支援というのを強めていくことが大事なのかなというふうに思うわけですが、そういった点についてはどうでしょうか。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

今、中学生の関係もおっしゃられましたが、先ほど議員言われるように、働く世代のお母さん方のために、例えば保育料が安かったり、先ほど話題になっている児童クラブの拡大とか、全体的な中の施策を見がてら、市としても方針とか、そういう考え方を検討していくというような状況でございます。

#### ○13番（真野和久君）

先ほどの定住の考え方からしても、小さなお子さんを抱えている方々というのは、アパートに住まれている方とか、実家に見えている方とか、結構見えると思うんですけども、子供が大きくなるにつれて、例えば一戸建てを買ったりとか、マンションを購入したりとかというのが、いわゆるライフスタイルの一般的なパターンになっているというふうに思うんですね。そういう中で、いかに愛西市に住んでいただくかということが大事になってくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。つまり、ここでは子供の話に絞っちゃいますけど、小学生とか中学生の子育て世代というのが、愛西市で定住をしていただく。それがそのまま若い人口が移動していかないということにもなるし、一定の20代、30代、40代という。それから、例えば一戸建てとかになれば、そういう意味でも固定資産税などの税収の増にもなっていくというところ

での政策ですよね。そういったところにもつながってくるということがありますので、そうした点を考えていただくと、中学卒業以上までの子供の医療費、子供医療費だけじゃなくて、特に中学生とか、あるいはそれ以降のところでの支援というものの必要性というのが、定住の問題とも絡めて必要になってくるのではないかと思いますけど、そうした点は定住の問題ですので、その辺を総務部長とか企画部長とか、どうでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

定住の問題については、先ほど企画部長が市の考え方を申しましたけれども、市としては全くそのとおりであって、そういった方向づけといいますか、将来に向けてのいろんな施策というのが必要ではないかなというふうに思っています。

先ほど来、定住の関係でおっしゃるとおりです。小さい子供さんたちに対しての施策というのは、愛西市はそれなりの施策は打ち出されております。今申されました中間的な部分ですね。それをベースに将来的なことを考えますと、一方では24%、25%、高齢者率が高いという状況の中で、これから生産者人口ですね。全国的にそういった問題が問われておりますけれども、愛西市でもそれは同じような状況だというふうに捉えております。

ですから、トータル的に考えますと、税のお話もありましたけれども、ハード面とソフト面。ソフト面というのは、いろんな子供医療も含めていろんな対策を講じておりますけれども、一方では、税収という分であれば、税収が伸びるような一つのハード面の対策が必要です。そうすれば、当然就労という部分も拡大されていく形になりますし、そういった就労機会ができるような、市内にそういった環境を整えば、当然必然的に人口はふえていくんじゃないかなと。ですから、トータル的な一つの考え方というものをきちっと今後持って、まちづくりというものを捉えた中でいろんな施策を展開していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

#### ○13番（真野和久君）

就労という点でも、当然企業誘致とかもされていると思いますけれども、そういった点での直接的な工場などへの社員の就労ということもあるとは思いますが、人口が集積することによって、例えば商業とか、いろんな雇用が生まれてくるということが重要ではないかなというものもあるんですね。例えば名古屋市から愛西市まで、県道などを見れば、あま市ぐらいのところには、いろんな子供の食べ物屋さんとかがいっぱいあるんですけど、西尾張中央道を越えたぐらいからずうっと極端にまばらになってきて、何もないというような状況になっているというのがあります。そういった点でいうと、人口集積というのは、今後の人口減ということを考えても重要になって、それが就労の場にもなるというふうに思うんですけども、その点はどうですか。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今、西尾張中央道からこちらの幹線道路について、なかなかお店屋さんもないじゃないかという御指摘もいただきました。当然そこにお住みになる人口と、商売をされる兼ね合いはあると思うんですけども、一方で、津島からこちらについては、農振農用地という農地の規制の



中で、沿道サービスになると思うんですけども、そういった手続が煩雑になる。そういったところで、お店屋さんとか店舗とか、そういったものが建ちづらい状況があるのではないかなというふうに考えます。

今の企業誘致の関係もごさいますけれども、先ほど総務部長が申しましたように、いかに子育て世代に定住していただくには、やはり地元企業というのが一番大きな要素かなというふうに思います。先ほど真野議員のほうから、人口は減るんだけど、世帯数はふえる。少子化、核家族というものの考えの中で、やはり皆さんお持ちの土地の部分については確保できるのかなというふうに考えることもできるんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、今後いろんな企業、そして市からいけば自主財源の確保、そういったものも踏まえた中での施策が必要ではないかなというふうに考えます。

### ○13番（真野和久君）

まさにそのとおりだと思いますし、そういった点で、人口集積というのは必要じゃないかなと、非常に重要なポイントではないかと。たしか沿道はなかなかといいますけど、愛西市の中には市街化区域がいっぱいあって、まだまだ住宅地やなんかの可能性があるとところはたくさんあると思いますので、そうした点で、やはり重要ではないかなと思います。と同時に、先ほど市民生活部長のほうから、さまざまな施策という話がありました。やはり、そういったいろんなものを愛西市はやられていること知っていますし、すぐれた点もたくさんあるのは知っています。例えば、子供の医療費の無料化というのは、ある意味一つの政策的な目玉になっている部分があって、例えば選挙とか、いろんなときにもそういったものは随分目玉になる。そういった点で、25年度予算の関係の各市町村のあれが出ましたよね。例えば津島市が今回、子供の医療費助成の所得制限を緩和しますと。そうすると、対象が700人ぐらいふえるんじゃないかという話がぼんと載っていましたが、今回の予算の特徴として。そういった意味で目玉になるんですね。実際、津島市の議員に確認したんですけど、5万円ほどの所得の緩和はどういう意味といたら、結局、子育ての関係の減税ですよ。控除が減りましたよね。それが、大体1人頭2万5,000円ぐらいと。それで、大体子供2人ぐらいいるところが多いので、そうするとちょうど5万円ということで、実質的にはほとんど変わらないんじゃないかというふうに知り合いの議員が言っていました。

というと、ほとんど解釈は変わらないですよ。でも、子供の医療費となると、ぼんと目玉になるというところがありまして、先ほど言ったように、以前も下村議員が同じような質問をしましたけれども、目玉になると、それで人が寄ってくるということもあるんですね、政策的にも。そういった点でも、子供の医療費というのは、ポイントとなるような施策であるというふうに思うんですよ、特にそういった点でも。そういったところからも、しっかりとした対応を考えていってほしいと思いますし、そうした点での検討というのを考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

### ○市民生活部長（五島直和君）

いろいろと議員の提案をいただきました。やはりいろいろな面、今回、県のほうで福祉医療

の見直しとか、そういうものもかかわってきておりますが、今後につきましては、先ほど来何度も言いますけれども、いろんな考え方、そういうのを整理しがてら検討していきたいなというふうに思っています。以上です。

### ○13番（真野和久君）

ある意味重点政策というか、あとはさまざまな効果ということも含めて、施策を受けられる方々にとって助かるということも一番大事なことですけれども、同時にそうした効果ということも含めて、今後ぜひとも検討して、できるだけ早く、本当にやっていないところがあと5個ぐらいと。制限があるなしにかかわらずやっていないところがあと5自治体ぐらいになってしまった中で、愛西市がそうした中でも先進的なさまざまな対応を、子供の医療費助成についても進めていただくといいということが大事ではないかなというふうに思います。そういう点で、ぜひとも具体的に真剣な検討をお願いいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

### ○議長（加賀 博君）

これで13番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。記事の都合上、少し休憩時間を長くとります。2時45分再開といたします。

午後2時24分 休憩

午後2時45分 再開

### ○議長（加賀 博君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位9番の3番・吉川三津子議員の質問を許します。

### ○3番（吉川三津子君）

では、ラストバッターで質問させていただきます。子供たちにツケを回さないスタンスと、市民の視点で質問いたします。

本日は、大きく3つの通告がしてありますが、1つ目と2つ目は関連しておりまして、市の処分場並びに旧処分場の安全な管理と跡地利用について、そして通告の3つ目は、市長、副市长並びに職員など、当局側の倫理について質問いたします。

それでは、まず最初に、約2年前の平成22年12月議会で質問した愛西市の雀ヶ森処分場についてお伺いをいたします。

まず、私の認識が間違っているといけませんので、経緯について確認をさせていただきます。

平成3年度についてですが、現在の処分場の西側部分と、道路を挟んで南側の雑種地が5月に処分場として届け出が県に提出された。その後の12月に、現在の処分場の東部分の土地を購入し、南側の土地を外して処分場の届け出がされている。このときの土地の購入費は決算額で4,620万円、そして平成7年度には、設計費145万円、埋立処分場建設費4,874万円をかけ、用地の西側部分に廃棄物処理法施行令第3条第3号ロに記されている処理基準のみを満たす処分場を建設しております。そして、平成8年度には、埋め立ての終わった西側部分を含めた土地

全てを処分場とし、平成9年3月14日に県に届け出を提出。この時期は、廃棄物処理法改正が迫っており、遮水工の整備をするということで、設計費77万円をかけて県に届け出がされています。大きな工事になるにもかかわらず、平成7年度の設計費145万円よりかなり安い金額であることが気になります。

その後、計画どおりに処分場をつくらず、穴にごみを投棄し続けた。そして、平成11年度には、西側部分にプラスチックごみ類を保管し、穴にごみを投棄し続けた。そして、10月22日に県から通知書、つまり民間ならば指導表に当たるものを受け、保管は認められない、平成9年の届け出どおり処分場をつくりなさいと県から指導。平成12年2月に村長名で、届け出どおり設置しますと改善書を提出しております。そして、平成12年度には、設計委託費32万円、処分場工事費4,410万円をかけて、東側部分に埋立処分場をつくり、素掘りの穴に入れていたごみを新たにつくった処分場に処分し、ごみの一部分を1,683万円を民間に委託した。現在は中央の部分はごみの埋め立てはされていない。そして、つくった処分場が届け出どおりの処分場ではない可能性が高い。

これが、今私が持っております雀ヶ森処分場に対する認識であります。まず、間違いがあれば指摘をいただきたいので、間違いがあるかないかで結構ですので、答弁を求めます。

この雀ヶ森の問題にかかわり15年くらいになります。なぜこんなに解決に時間がかかっているのか、それは市の姿勢にあるのではないのでしょうか。一般廃棄物処理は、市町村の責任で処理されるべきものであり、施設建設等についても、県が許認可権を持つものではありません。よって、雀ヶ森処分場については、市がみずから解決策を模索し決定すべきものであり、県から解決策が示されるのを待つようなものではないと考えます。

跡地を何に使うのか、費用対効果も踏まえて、市みずから方向を決定すべきです。一般質問で取り上げてから2年以上たちます。この間、解決のためにどのようなことをしてきたのか、時系列で説明を求めます。

次に、2番目です。東保町の弥富インター付近の公有財産を産廃処理業をしている業者に残土処理施設として貸した件について質問いたします。

この地域は、企業誘致を進める地域として位置づけられており、かつ農振地域でもあります。他の自治体では、産廃施設や残土処分施設、資材置き場など、環境負荷や違法行為が起りやすい施設をつくりにくくする工夫をしており、まちづくり土地利用調整条例や水源保護条例など、そういったものをつくりながら、つくりにくい工夫をしています。

私は、今回の計画は、この企業誘致からも、農業振興からも、愛西市のまちづくりにおいても、この契約には大変問題があると思っております。また、この土地は、最初に質問いたしました問題に関係があり、旧処分場の跡地でもあります。この問題も平成22年12月議会で質問しましたが、旧処分場跡地からの汚染問題が多発し、廃棄物処理法が改正され、土地改変時のガイドラインができました。それを受け、一般廃棄物を市町村が埋めたとわかる場所と、不法投棄等があつて封じ込めの措置がされた場所の届け出をしなさいという通知文を県が平成17年3月に出しましたが、愛西市は、38カ所の処分場跡地があるにもかかわらず、報告しなかったと

いう内容で質問いたしました。その後、県と協議し、公文書が残っていないことから、鶴多須の1カ所だけしか指定区域として指定されなかったと聞いております。

つまり、この残土処理施設に貸した土地は、土地改変時に細心の注意を払わねばならない土地と言えます。また、残土から改良土をつくるリサイクルの作業をするということですが、私がかかりました石原産業のフェロシルト事件も、三重県のリサイクル認定を受けておりました。また、愛西市で起きた鉄鋼スラグ汚染問題も、愛知県のリサイクル制度であるあいくる認定を受けていたものであり、リサイクル認定を受けているから安全だとうのみにしてはなりません。さらに、残土は産業廃棄物との区別がしにくく、残土として処理したほうが安価に済むことから、グレーゾーンのもので残土として扱われることが多いのが現実です。また、業界用語では、「ヤキノバ」といって、産廃と残土をまぜて、そして残土として処理をするケースがあり、全国でも汚染問題が起きており、細心の注意を払わねばならない施設だと私は思います。

通告の中で、最初に施設の内容について伺うと通告しましたが、公文書公開請求で資料を入手して大まかなことはわかっておりますので、質問時間が足りそうにありませんので、簡単に説明をお願いいたします。

最後の質問です。東浦町では、前副市長を初め、職員による人口の水増し報告で刑事事件にまで広がっており、またお隣の桑名市では、前市長に近い関係の業者との契約が問題になりました。不祥事が起きてから倫理条例を制定する自治体が多いですが、起きる前に倫理条例が必要ではないでしょうか。市長等の倫理条例や職員の倫理条例に、契約の範囲や寄附、市民の調査請求権を求めている自治体もあります。

今年度、議会も倫理条例を制定いたしました。しかし、議員にはない予算編成権や決裁権など大きな権限を持つのが当局側であり、議員にも倫理は当然重要ですが、市長や副市長等の倫理はさらに重要ではないでしょうか。現在、自治基本条例の準備がされていますが、次のステップとして、当局側にも倫理条例の制定をすべきと思います。先ほどの大野議員への答弁で、8年を振り返っての課題が上げられました。この倫理条例も課題の一つとして残ったものではないでしょうか、答弁を求めます。

以上、自席にてあとは質問させていただきます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

雀ヶ森処分場の件、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、議員冒頭で処分場の経緯を時系列でお話しいただきました。その中で、若干私どもの見識と違う点が1点、訂正いただきたいと思っております。というのは、平成9年、議員がおっしゃるように、一般廃棄物の処分場の届け出、現在のトタン囲いの敷地にさせていただきました。その後、先ほど9年から10年、その辺にかけてですが、穴を掘ってごみを入れているというようなニュアンスの御説明でしたが、それは農地を買い増したときに、当然田面が低いので、下がっているところへごみを集めたということで、特に穴を掘ったわけじゃなくて、下がっているところにごみを入れた、その辺の解釈の違いが起こったというように誤解されたのかなという点が1点ございます。

時系列については、議員がおっしゃるとおり、私のほうから資料を出させていただいたとおりのことでほぼよかったと思います。

さて、平成22年12月の議会で、この件の御質問をいただきました。以降の経緯でございますが、そのときに処分場の廃止について御議論いただきまして、ごみの全量撤去か、届け出どおりの施設をつくるかの方法を考えるというような答弁をさせていただいておるといふうで理解しています。

そういった状況で、市としては、できるだけ費用がかからないような廃止ができないかということで県のほうに相談をしておったというのがまず1点でございます。そして、23年度には水処理施設及び周辺の側溝を施工するという予算を立てさせていただいて計画しましたが、その後、県からの要請でどのようなものが埋まっているか、ごみ質のボーリング調査を指示されたと、これが24年3月でございます。そして実施いたしました。内容物につきましては、ビニールが主体という調査報告でありました。

そして、その後、引き続き県と進め方を検討している協議の間に、平成24年9月に、処分場の周辺、南側で県の水質調査の結果で、ヒ素が基準を超える8倍という数値が出たという状況がありました。そして、その件につきまして県に相談をして、すぐに調査をいたしまして、年が明けたところで調査結果が報告されたというような状況でございます。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、土地の貸し付けの関係で支出内容について、文書公開もされてみえますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

場所につきましては、議員御承知のように、東保町の宗十地内。これは旧佐屋町当時、先ほどお話がありましたように、普通財産という位置づけの中で、今市としては位置づけをしております。そこを、かねてから普通財産の有効活用という一つの観点の中で貸し付けたものであります。内容的には、建設発生土のリサイクル施設ですね。残土処理の施設という形で貸し付けをし、運営がされておるといふ状況です。それで、中身的には、建築工事や土木工事などで建設副産物として発生する土のことでありまして、コンクリートの塊とか、アスファルトの塊とか、建設汚泥とは違い、先ほど来お話が出ています産廃処理法に規定する廃棄物には該当しないと。これは貸し付けする段階で、県の環境保全課にも事前に相談をしまして、その辺の捉え方については、きちっと整理した中で貸し付けをしておるといふのが現状です。ただ、グレーゾーンといういろんな話もありましたし、今後、当然うちのほうも契約をしておりますので、その契約条項の中にも、やっぱり相手方にはきちっと土壌的な検査等も行いなさいと、検査報告をいなさいというような条項というか、規定も設けておりますので、市は市として、抜き打ち的な検査も実施をするという前提で、この貸付地については対応しているのが現状であります。

それから、倫理条例の関係でありますけれども、先ほど議員がお話しありましたように、起きない前の事前措置としてそういった倫理規定が必要じゃないかというお話であります。それで、市長、副市長、教育長を対象とした市長等政治倫理条例と、職員を対象とした職員の倫理

条例の2つの種類に区分がされるんじゃないかなというふうに私どもとしては整理をしております。

それで、市長等の政治倫理条例につきまして、現在、一般的に市長等の責務、政治倫理基準、あるいは資産等報告書の作成、市民の調査請求権とか、いろいろ遵守事項があるわけでありまして、そういった制定をつくば市さんなんかは独自にやってみえるということは承知しております。

そして、職員の倫理規定につきましては、他市の状況を見てみますと、条例をつくっておみえになるところについては、私どもも職員の倫理規定を設けておりますけれども、おおむね中身については、それに全部合致するといいますか、そんなようなおおむね網羅されているような状況ではなかろうかなという捉え方をしています。

そしてもう1つ最後に、一つの課題ではないかと。先ほど議員のほうからも自治基本条例というお話がありましたけれども、当然愛西市の基本条例の内容も含めまして整合性を持たせる、そういったことも必要になってきますので、これは検討課題の一つではなかろうかなという、捉え方を現時点ではしています。

### ○3番（吉川三津子君）

では、順次再質問させていただきます。

先ほどは、9年、10年に穴を掘ったわけではないとおっしゃいましたが、私、穴を掘ったと言っておりません。穴があったところに入れていたということですので、見解は一緒だろうと思っております。

いろいろ私も、平成3年以降の立田村の議事録を、予算から決算から、議会事務局のお世話になって調べさせていただいて、経緯が随分明らかになってきた。穴に入れていたとはいえ、処分場と同様の扱いをしていたということが議事録をずうっと読んで、答弁の中からもそういうことがわかってきております。

そして、私が気になるのは、県が調査をして8倍のヒ素が見つかったと。市としては、いつからこのヒ素が出ていることを認識していたのか、それについてお伺いをしたいと思います。

### ○市民生活部長（五島直和君）

雀ヶ森の処分場、最終の埋め立てが終わったのが平成12年、それ以後、水質調査を行ってまいりました。そうしたところ、先ほど言われた平成22年9月と23年9月、それぞれ基準を上回る数値が出たという認識でおります。

### ○3番（吉川三津子君）

私は平成13年から、この雀ヶ森の水質調査の調査結果をいただいております。その中で、既に平成14年9月25日の調査の中で、0.021のヒ素が検出されて、そして再調査をされております。つまり、この時点で既に平成14年の段階で気づいていらっしやう。そして、その後も再調査を平成15年にも検出がされている。そして、17年にも検出がされて、再調査がされております。そういった経緯で、17年、18年、19年、20年、そして21年、22年、23年とずうっとヒ素がオーバーしているんです。そういった状況にありながら、対処してこなかったというのはど

ういったことなのか、その点について御説明いただきたいと思います。

**○市民生活部長（五島直和君）**

平成14年とか、当時の再調査した結果、基準値を下回ったということで、当然その時期その時期で水質の調査方法、停滞水という水をくみ出して再度調査をするんですが、そういう部分で誤差があったという部分ではありますが、市としては、排水基準と環境基準が議員御承知のように2種類あって、排水基準がもとの調査報告というふうで業者のほうから受けておりました。以上でございます。

**○3番（吉川三津子君）**

つまり、平成14年からほとんどずっと出ているわけです。それで再調査して出ないと。大変不安定というか、毎年出ているという状況でありながら、私、これを対処してこなかったのは大変問題であろうというふうに思っております。

先ほど、出てなくなったら、2回目にやったら低くなったからとかとおっしゃいますけれども、平成20年のときには、再調査でも出ているんですね、ヒ素がオーバーしているんです。そのままにされているわけです。そういったところで、私はこの処分場の管理という面で大変問題があったのではないかとこのように思います。

さらに、こういった維持管理基準は、きちんと第三者に公開しなければいけない状況になっております。ホームページにも、やっとなんて詳しい表が載るようになったんですけども、そういったきちんとした問題がありながら公表をされてこなかったということは、私は環境を担う部署としては、姿勢として問題があると思いますが、その点について、やはりきちんと改善をしていくべきではないかと思いますが、その点について御答弁を求めます。

**○市民生活部長（五島直和君）**

確かに議員おっしゃるように、たとえば排水基準の数値と環境基準と10倍の誤差があるとしても、数値として出たからには、それを分析して、きちっと判断をするというのが本来でありまして、その辺、業者と市のほうの分析の度合いをもう少し慎重にやればよかったというふうに認識しております。

**○3番（吉川三津子君）**

県のホームページでも、これはきちんと地下水等の検査の項目として、環境基準との比較で示されております。雀ヶ森がオーバーしたときに、県のホームページに雀ヶ森の処分場でオーバーしたということで記されておまして、きちんと何の基準を使うのか、そこをきちんと明確にして、廃棄物処理に載っているわけですので、それをもとに判断をしていかなければいけないというふうに思いますので、その点は、今後、ただ業者に任せて、その結果を分析していないということは大変問題だと思いますので、その点、改善を求めます。

それからあと、平成22年9月、これは北側の観測井戸です。ずっと南側の観測井戸について県のほうが調べてヒ素が出たということで問題になりました。市はずっとヒ素が出ているけれども、それを問題にしてこなかったということがとても問題なんですけど、平成22年9月の段階では、北側の観測井戸においては、ヒ素も鉛も環境基準をオーバーしている。このことも

表に出てきていない。何のためにお金を使ってこういった調査をしているのか。部長は新しくなられて、部長になられる前のことを言って申しわけないですけども、やはりこういったことを置き去りにしているということが大変問題なんですけど、平成22年9月に、鉛もヒ素も北側でオーバーしている。このことについてどう議論されて対応されたのか、お伺いをいたします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

先ほどもお答えしましたように、当初排水基準をもとに判断しておりましたので、議員おっしゃるように、鉛とヒ素については、排水基準では基準内というふうに満たしておったというふうで聞いております。

**○3番（吉川三津子君）**

私は、多分報告書でそのようなものが上がってくるのであれば、業者の検査する機関から。処分場の観測井戸として調査するにもかかわらず、そういったもので比較されて、報告書が上がってきていたのであれば、私は、その委託先に対して何らかの責任を問う必要があると思いますが、その点については、今までの業者とどのようなお話をされているのか、お伺いをいたします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

これについては、先ほど来、環境基準で私どもがきちっとその判断をするべきであったというふうなふうで理解しています。

**○3番（吉川三津子君）**

多分こういった検査を依頼すると、それにのっかって分析結果という文書がついてくると思うんですね。そういったものについても、排水基準と比較したものがついていたのでしょうか。それとも市の職員が見誤って、排水基準と比較してしまったのか、その辺についてお伺いしたいです。排水基準というのは、遮水シートから出てきた水の排水であって、全く観測井戸と比較するような基準ではないわけです。それを気づかずにきょうまで来たというか、県から指摘するまで来てしまったというのは私は信じられないことなんですね。処分場の構造とか、水のことをわかっていたら当然気づくことであろうというふうに私は思っておりますが、その点について何が問題だったのか、この点について御説明いただきたいと思います。

**○市民生活部長（五島直和君）**

業者より報告書が参っています、書式の中には、排水基準というふうで指数が示されておりました。その辺、先ほど言われますように、環境基準の指数で判断すべきであったと思っております。

**○3番（吉川三津子君）**

ぜひその業者に対しては、何らかの措置をとっていただきたいと思っております。

その後、今処分場を廃止するに当たって、廃止基準があります。最終処分場の廃止基準というのは、法改正が何度かあって、大変厳しい状況になってきているわけですが、今、この処分場が廃止できない理由等がこういったものがあるのか、御説明いただきたいと思っております。

**○市民生活部長（五島直和君）**



大きく1点の問題がございます。平成12年、最終の埋め立てでございますが、平成12年の埋め立て時に矢板で囲ってごみを埋め立てるんですが、そのときに底辺部に集水管を入れるというのが当然処分場の計画上となっております。その集水管を入れたということが確認できるという前提での廃止ということで、そこが先ほど来申しておりました確認ができていない、できる書類が見当たらないということで、当時の書類、写真等、また関係者の話等で確認した中で、集水管の布設というのはないというふうで、私のほうは今回判断をしております。

**○3番（吉川三津子君）**

私は、市もないだろうというような判断でこれから進んでいかれるのかなと思いますが、私も今回、平成3年からずっと予算、決算書を調べたというのはそこにありまして、東側の処分場と西側の処分場はほぼ同じ大きさの処分場がつけられております。そのときの予算の比較をいたしまして、ほぼ同じ金額しかかけられていない。ということは、多分、集水管、遮水工のほうを整備されていないだろうというふうに思っております。そのほかに、廃止の基準の中に、地下水の水質検査の結果というものも該当しているわけですけれども、今回、観測井戸でヒ素が検出されたわけですが、こうしたことは廃止基準に触れてこないのか、その辺はどう判断していらっしゃるでしょうか。

**○市民生活部長（五島直和君）**

県との話し合いの中で、先ほど言われましたように、9月に県が実施した水質調査でヒ素が出たということを受けまして、市も県との対応で再調査をさせていただきました。その再調査の結果、県のほうに報告をさせていただいて、それにつきましては、愛西市のホームページにも掲載させていただきました。そういう状況の中で、今後廃止に向けて、先ほど言いましたように、以前は集水管の確認がとれないので協議が滞っておりましたが、その部分も踏まえて、今後よく詰めていきたいというふうで考えております。

**○3番（吉川三津子君）**

この最終処分場の廃止基準というのがありますので、その中で地下水の水質検査の結果が良好にならないと廃止ができないのではないかなと私は認識しております。そういった面で、このヒ素の問題も何らかの形で解決をしていかなければならないと思いますが、今現在、東側の部分のごみの撤去をすれば何とかできるのかなということを私は法律上思っているわけですけれども、具体的に東側の処分場には、ごみはどれぐらい埋まっているというふうに認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

**○市民生活部長（五島直和君）**

まず1点、確かに東側の処分場のごみを全部撤去するか、先ほどの集水管を入れるかという方法の中でのごみ量なんですけれども、1,760立米というふうで考えております。

**○3番（吉川三津子君）**

今、私、立田の議会の議事録をずっと読むと、西側のほうには97トンの2,970立米が入っているということが平成12年9月議会の議事録で見つけ出したんです。多分、それぐらいの量が入っているのかなと私は思ったんですが、またちょっと数字が違ってきているわけですね。

そういった数字によって、大体撤去する費用というのが見えてくると思うんです。大体相場というのがありますので、撤去量とか、もしかして遮水シート等が破れていれば、周辺の土も取ることになってきますけれども、大体予算的にどれぐらいかかるということを想定して動いていらっしゃるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**○市民生活部長（五島直和君）**

仮に撤去というような場合ですと、今言われたように、撤去する運搬費は当然ですが、掘ってごみを揚げたときに当然水が湧き出します。そういう排水の処理も含んでの費用見積もりということになってきますので、この辺、今積算に努めておりますので、現段階ではまだ数字が確定していません。以上です。

**○3番（吉川三津子君）**

私が質問してから2年以上たつわけですね。やはりここの土地を将来何に使うのかということと、それに対して費用がどれぐらいかかるかによって判断がされていかなければいけないことで、いまだにこういった試算がされていないということは、この2年間、私は何をされていたのかということをおぼろげに思わざるを得ないんです。ですから、早急に、これで今方針としては見えてきているわけではないですか。廃棄物処理法の中で、これとこれしかないよというところの中で方法が見えてきている中で、毎年100万ぐらいの環境測定とかをされているわけですので、早急に試算をされて、どの時期にやるのかということの決定を早急に求めたいと思いますが、その辺のめどについてお伺いをいたします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

当然ごみの撤去の費用もつかみ、またなおかつ県のほうに、先ほど言った今の処分場の埋立物をいざけて、また施工し直すと、そういう選択肢としてはまだ複数ございます。そういう中で詰めていきたいというふうで考えておりますので、スケジュール的にはできるだけ速やかにというふうでは考えております。以上です。

**○3番（吉川三津子君）**

ぜひいろんなパターンを示した上で、最良の方法で早期解決を求めます。

それからあと、ヒ素の件なんですけど、私自身、調査結果を見て、水素イオンで酸性側に偏っている水質だなというふうに思っております。そうした中で、どうして酸性に偏っているのだろうか、いろいろ疑問が出てくるわけなんです。自然由来だというような評価をされていますが、現在、自然由来だから安全だというような評価はされておられません。自然由来であろうが、何らかの措置をとっていくというのが今の法律の体系かと思っておりますが、今後、ヒ素の検出された状況に対して、どのような措置をとっていかれるのか、お伺いをいたします。

**○市民生活部長（五島直和君）**

当然、今回再調査して、自然由来という部分も報告にありましたが、市としましては、引き続きモニタリングを実施して、地下水の監視と、そういうものはしていかなければならないというふうで理解しております。

**○3番（吉川三津子君）**

測定されたところのお隣も田んぼで、地域の方は大変心配をされていらっしゃると思いますので、ぜひきちんと継続した調査を求めたいと思います。

そして、あわせて北側のほう、鉛とヒ素が一度検出されておりますので、その辺の対応についてもどうするかの協議を求めておきますので、よろしく願いいたします。

それからあと、残土処理の関係で質問をさせていただきます。

廃棄物に当たらないというような判断をされているんですが、そのとおりですが、危ういものも入ってきているのが全国的な廃棄物問題の現状であります。今、かなりの土が持ち込まれて積まれておりますが、今の積み方というのは想定内なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

想定内なのか想定外なのかという捉え方については非常に難しい部分があります。ただ、条件的には、周辺に迷惑かけないようにという状況の中で、実はそういった話はことしありました。おいおい大丈夫かいと、相当高く積んであるけど、その辺はいいのかというような、地元の総代さんからも一応そのお話も受けましたし、当然そういった状況も鑑みて業者のほうを呼び出して、その辺の高さ的なものも注意をなささいという嚴重注意はしております。だから、想定外であるか想定内であるかという話になりますと、施設の囲いがあるんですけど、そこから出たものが想定外になるのか、ちょっとその辺の捉え方はありますけれども、いずれにしても高く積まないようにということは申し上げております。

#### ○3番（吉川三津子君）

廃棄物ですと、塀から何メートル離れて積むとか、高さが何メートルまでとか、いろいろ規制がありますね。残土だとどうなるんだろうということ、大変心配しております、私も2度ほど現場を見ております。塀も大変軟弱で、塀のところまで来ております。塀が破れてコンクリートがぶつかった跡だと思いますが、破れております。そんな状況になっておりますので、一言それは申し上げます。

それからあと、抜き打ち調査をされるということですが、今回、年間100万ちょっとぐらいの土地の利用の収入があると思いますが、そういった一生懸命職員が出向いて監視をしなければいけない。そして抜き打ちの環境調査までもしなきゃいけない。結果的に、費用対効果の帳尻が合うのかということをお大変心配しているわけですが、その点についてお聞きしたいのと、それから、湿った残土も持ってこられて、雨が降れば、雨が外に流れ出します。施設からは水は出しませんという施設ですが、水は出ます。これは、廃棄物の処理施設でもよくある問題で、一滴も水を出しませんと言いながら水は出ます。そういったところで、かなり私は環境面でも心配をしているわけですが、その点について、どのような措置をとっていかれるのか、お伺いをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

当然、最初の契約の中で、雨が降れば湿った土、そこから流れ出すというようなお話でありますけれども、当然そういった状況になれば、周りにそういった影響を及ぼすという形になり

ますので、その辺はきちっと業者に対して最善の対策といたしますか、そういったものを講じよということは私ども市としては言えますので、そういったことはきちっと伝えていくことで考えております。

それから、帳尻が合うのかという話でありますけれども、抜き打ちは、それなりに業者のほうとしては、土が持ち込まれる搬入業者に対して、きちっとそれが適法かどうか調査をせよというような、そういったことも業者としてはやっておるという話も聞いております。私ども市は市として、たまたま今回そういったような周辺からの御指摘も受けましたので、市は市として、金をかけずに、若干お金はかかるかもわかりませんが、市は市としてのそういった調査も必要ではなかろうかということで、先ほど申し上げました抜き打ち調査という表現が適正かどうかわかりませんが、そういった調査も市としては必要なのかなという前提で申し上げるつもりです。

### ○3番（吉川三津子君）

私は、はっきり言って、この残土処理施設ができると聞いて大変びっくりしてしまって、なぜそういったところに貸すのかということを考えてしまいました。やはり環境負荷の大きい企業を誘致するということは、愛西市にとってもマイナスです。どの自治体も、できるだけ環境負荷の少ない企業誘致を目指しているわけですが、今、弥富インター付近に企業誘致をされる計画があると聞いておりますが、その辺についての議論は避けているのか。建屋がなければ、ああいった産業廃棄物とか、そういったものはできてしまうわけです。建屋のあるものは物流しかできないかもしれません。でも、建屋のないものはできてしまうんです。そういったところをいかに防いでいくのかということをしないと、ああいったものができたら、お隣にきれいな物流をつくらうなんてことは思いません。そういった面で、どういった企業を誘致していくのかということ、しっかりと方針を持っていかなければいけないし、公有財産を貸すに当たっても、そういったまちづくりの視点で企業を決めていかなければいけないと思っております。その点、企業誘致について、そういったところまで議論をされているのか、お伺いをいたします。

### ○総務部長（石原 光君）

まず、企業誘致の話については、後ほど建設部長のほうから一つの考え方について話があると思っておりますけれども、公有財産の貸し付けという面でお話をさせていただくならば、おっしゃるとおりです、それは。当然周辺は企業誘致に向けてこれから推進を図っていくという状況の中です。ただ、三十幾つ産廃で埋まった跡地があるじゃないかと。それは普通財産という位置づけです。ですから、普通財産という位置づけの中で、その土地を有効活用しようと思うと、これはあってはいけませんよ。当然環境面に配慮した施設であればそれにこしたことはないんですけれども、やはり市は市として、合併以前からの引き継ぎでそういう財産的なものがあるのは現実でありますので、そういった活用できる方法、選択肢の中の今回一つという形で貸し出しをしておるのが実情でありますので、ただ今後、そういった周りの配慮は環境面において考えていかなければなりませんので、普通財産を貸し付けるに当たっては、今後十分配慮をし

ていく必要があるのかなというふうには考えております。

○経済建設部長（加藤清和君）

企業誘致の関係でございますが、これについては、場所の問題等がありますが、場所が決まったところについては、そういう周囲の状況を見た中で、地質調査だとか地盤の問題だとか、いろんな形の中で調査を考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

○3番（吉川三津子君）

私が質問いたしましたのは、環境負荷の大きい企業を誘致するのは問題ではないかというところで、今後どのような、そういったところの面も考えて誘致をされようとしているのかということをお聞きしているんですけど、その辺はいかがですか。

○経済建設部長（加藤清和君）

当然そういうような状況で、その土地が向かない場合についての企業ということになると、なかなか企業誘致は難しい状況になるというふうに考えておりますが、どちらにしましても、まだ地区等が決まっておりますので、地区が決まった後、全ての土地の調査等も市のほうで考えていくべき問題だというふうに思っております。

○3番（吉川三津子君）

私がお聞きしているのは、愛西市に環境負荷の大きい企業を誘致しても問題がないと思っっているのか。いろんな自治体は、こうした企業を誘致すると、環境でのいろんな監視しか、それから水質問題が起きたりとか、いろんな問題が起きるので、やはりそういった企業はできるだけ来てほしくないというのがどこの自治体でもあると思います。そういう視点があるのかどうか、あるかないかで結構ですので、お聞かせいただきたいと思っております。

○経済建設部長（加藤清和君）

今対象にしている企業は、私の考える企業誘致の対象外だというふうに考えております。

○3番（吉川三津子君）

公有財産については、私は無理に貸す必要はないと思います。そういった環境負荷の大きい企業を誘致してまで、元処分場の土地を貸さねばならないのか。そのままにしておくというのも一つの選択であろうと。そこに職員が張りついて監視をし、そして環境調査もしということ、職員の仕事もどんどんふえてまいります。そういった面から1点、そういった公有財産を有効利用するかしないかということも、やはり一つの判断基準として持っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、きょう資料として配付をさせていただきました。これはみよし市のまちづくり土地利用条例です。これは豊田市とみよし市の間に残土処分場の計画が持ち上がったときに、皆さんがこれはいけないということで作られた条例です。みんなですべて環境負荷の少ない地域づくりをしようということで、事業主も説明責任がある。そして市民も意見が言えるということで、私は大変よくできた条例だなというふうに思っています。こういったものも前回、経済建設部長にはお話しして、こういったものが必要ではないか。三和町に本来こういったものがあれば、農振地域にああいったものはできないはず。だから、こういった条例を考え

ていくべきではないかというふうに思いますので、きょう、参考までにつけさせていただきますので、また内部で十分検討をいただきたいというふうに思います。

それから次に、指定区域、かつての処分場の問題ですが、三十幾つある箇所、市有地は幾つなのでしょう。多分、立田の南部コミュニティセンターの下とか、立田のグラウンドの下が市有地になっていると思いますが、ほかにも市有地は、あと鶴多須があると思いますけれども、ほかにもあるのでしょうか。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

公有地という解釈でよろしいですか。順次、佐屋地区でいくと、落合の上通りで、親水公園の駐車場がございます。それから、重複するかもしれませんが、立田村森川の南部防災コミュニティセンターの駐車場、また早尾町の立田総合運動場、八開村は鶴多須である以前ごみの処分場として使っていたところ、佐織町見越で1カ所というふうで聞いております。以上です。

#### ○3番（吉川三津子君）

今回、市有地で東保のところが貸し出しをされたわけですが、担当課に聞くと、本当に一生懸命やってくださったことは評価しているんですけども、下の遮水シートが破れないようにコンクリートを張ったりとか、機械をここにしか置いちゃだめとか、そういったことで、地下のごみに対して配慮がされた工事がされております。そこは、本当によく調べられたなということは、大変私自身、関心をしているわけですが、この三十幾つのうち1つは県が指定をしました。ですから、今後、土地の改変をするときのガイドラインがありますので、そのガイドラインにのっとって土地の改変がされていきます。じゃあ、残りの30を超す場所は、今後どうしていくのか。市民の方の土地です。それぐらい気をつけなければならないということが、この東保の工事でわかったわけです。書類が整っていないので、県に指定区域にしていただけなかった。ならば、市として何らかこれが改変時に環境汚染、水汚染、土汚染を起こさないための措置を市みずからとっていかなければならないということだというふうに思いますが、この30を超す場所について、私は市独自できちんと場所の市役所内の共有、建設部局に工事があるときにはすぐわかるようなデータの共有と、それから地権者に対しても代がかわってきております。もう既に改変されたところもあります。廃棄物処理法のガイドラインにのっとった措置がされなければ私は安全担保ができないと思いますので、市独自として、そういった仕組みをつくっていかなければならないと思いますが、その辺について、これも私が議会で取り上げてから2年たちます。その後、どういう判断をされているのか、お伺いをいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

当時、議員から議会でも話があり、その後、県のほうに調査対象の区域の相談に行きました。そうした中で、先ほど議員がおっしゃられるように、埋めた関係の書類、また埋めた位置、写真、そういうものが整っているというところで鶴多須のほうの処分場が指定されたという経緯がございます。

先ほど言われた個人の土地というのは、このときに調査対象に年月日やなんかで該当していませんでした。これについて、今後、先ほど言われた市としての対応ということですが、当然

一覧表等をつくってありますが、そういうので関係する土地利用の部署と情報を共有していきたいと、それは考えております。ただ、個人の方に今のところ何かを示すというようなところまでは、申しわけありませんが、考えていません。

### ○3番（吉川三津子君）

考えていないといっても、書類があるかないかによって、環境負荷が大きいか小さいかということが決まるわけではないわけですので、私は、今職員もいらっしゃるわけですので、できるだけ情報収集しながら資料を残し、そして地権者の皆さんに、市が知らないうちに改変がされることだって幾らだであると思います。そういった面で、やはり地主の方にそういった土地であるということ。そして、最終処分場跡地形質変更に係るガイドラインというのがありますので、それにのっかって、これから改変のときはお願いしますというようなことはきちっとしておくべきだと。そういうことをしないがゆえに、農業用水の汚染とか土地汚染が起きたならば、そのときに市の責任が問われるわけです。その辺をきちんとしておくべきだと思いますが、その辺について、もう一度考えていただくことはできないのか、答弁を求めます。

### ○市民生活部長（五島直和君）

当然市としては、注意深くそういう土地を見ていく必要があるというのは、情報の共有という形で理解しています。また、他の市町村でも今のところは聞き及んでおりませんが、勉強はさせていただきたいなというふうに思っています。

### ○3番（吉川三津子君）

これは、強く強く要望いたしまして、また引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それからあと、今回、こういった雀ヶ森とか指定区域の問題、今回はごみ問題に特化して質問させていただきましたが、私は、環境課の役割ということで、もう少し一步前進をせねばならないなということを感じております。臭気とか音とか、そういったものは環境課の管轄になって、県からいろいろ権限が移譲されている。それにもかかわらず、いまだに県の下請的な動きしかできていないのではないかと、今回の小型家電のリサイクルの答弁からも思ったわけです。4月から始まるというのにまだ何も決まっていないというようなところも、それから容器包装リサイクル法に関してもなかなか進んでいない。そういった現状からももう1つ前進すべきではないかなというふうに思っております。

そうした中で、今回、環境基本計画が制定されたわけですが、私は、この環境基本計画をどうやって市政に生かしていくのかというところが見えてこないです。きょう、私の提案は、環境基本計画をいかに市政に生かしていただくかということをお話しさせていただきましたんですが、私は、この愛西市の売りというのは、自然と歴史と子育てだと思っております。きょうは子育ての話も出ました。私のところにも、愛西市は子育てが進んでいるから引越してこようかなという声も聞こえてくる。そこで、やっぱり売りをきちんとアピールしていくということが重要ではないかなというふうに思っています。

今、私もNPOのボランティアとして、名古屋の広小路でサムライ市のお手伝いに行って、

愛西市の安心・安全な野菜の紹介をしながら、愛西市の豊かな自然の写真、野鳥の写真、ハスの写真、そういったものを展示して、そして野良茶の体験のコーナーを設けて、そんなことをNPOの皆さんと一緒にやっているわけです。そうすると、愛西市というのはとても環境のいいところで野菜がつけられているということで、愛西市の野菜は安全だというブランド化というか、そういったところにつながっていくなということサムライ市でボランティアをしながら思っているわけです。

自然というものを娯楽のためだけに使うのではなくて、貴重な場所を残していくということが、この愛西市のまちづくりとか農業にとってはとっても私は大切だなというふうに感じています。これがなくなったら、農業のイメージも本当にダウンしてしまうんだなということ、そういった体験から思っているわけです。

でも、先日、元焼却炉の塩田の公園には、カワセミがたくさん飛び交うとてもすばらしい公園でした。知らないうちに木が切られてなくなってしまいました。もしかして、環境課がしっかりと市の貴重な場所を捉えていて、それを開発する部署にきちんとあそこはだめだよとか、そういった情報が発信できていたならば、愛西市の貴重な木は切られなかっただろうというふうに思っています。カワセミが一度に何羽も飛び交うとてもすばらしいところでした。今、もう1つ、長良川と木曾川の背割堤でサイクリングロードの計画があります。これは驚きです。入り口が鍵がかかっているにもかかわらず、そんな計画が出てきています。あそこは、私は絶対保護すべき土地であり、あそこが愛西市に来る鳥たちのねぐらになっています。あそこの生態系が崩れると、大きく愛西市の生態系も崩れてくるだろうなというふうに思っておりますが、こういったことも立田の職員の一部の人しか、あそこの貴重性というのは知りません。仮に、国交省なりいろんなところから、あそこの開発についての問い合わせは経済課に来ると思います。そこで判断されてしまったのであったならば、十分愛西市の財産を守ることができなくなってしまいます。

そこで、私は1つ提案なのは、歴史とか環境というのは、とてもまちづくりに関係があり、愛西市の中で売っていかねばならないものだと思います。今、企画課のほうで「あいさいさん」とか、担当の方がいらっしゃいますが、そういったところと、環境、観光、そして歴史、そしてこういった環境を1カ所でやって、愛西市のイメージづくりをしていくべきではないかなというふうに思っております。そういった提案を持っておりますが、その辺について、少し御意見をいただければと思います。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

今いろいろまちづくりに対して御提案をいただきました。

実は、統合庁舎完成後の組織体制を見ていただきますと、まちづくり課というのを市民協働の中でやりたいということの中で御提案申し上げております。そういった中で、今、議員がいろいろおっしゃった部分ができればいいのかというふうに思います。ただ、自然と環境と観光、相反する部分がございます。議員、多分御承知だと思います。ある立田輪中のところで貴重なチョウチョウが見つかった、タンポポが見つかった、そういったものをPRした途端に踏



み荒らされたということも現実にあったというふうに私は認識をしております。非常に相反する矛盾した難しい問題だなというふうに捉えております。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

実は、背割堤にはオオタカが営巣しております。生態系の頂点のものがいます。私は、保護すべきということをもっと訴えた活動をしてればよかったと。それを知らせることによって、オオタカの卵が盗まれたりとか、そんなことにはなってはならないということで、そういうことを公表してきませんでした。今、サイクリングロードの問題が起きて、私はもっと保護すべきということ、とても重要だという、守りましょうという啓発の活動をしてればよかったと。それがやはり愛西市の財産につながっていくというふうに思っておりますので、またちょっと視点も変えながら、ぜひ御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（加賀 博君）

これで3番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時47分 散会

